

会 議 録

会議の名称		平成29年度第3回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		平成29年9月28日 開会13:30 閉会15:50		
開催場所		筑波銀行つくば副都心支店セミナールーム		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之, 上田 孝典, 江藤 睦, 垣花 京子, 小玉 喜三郎, 小濱 裕正, 中村 紀一, 根本 一城, 古久保 みどり, 堀 賢介, 溝上 智恵子, 柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	飯村政策イノベーション部次長, 片野企画経営課長, 大越企画経営課長補佐, 会田係長, 内田主任, 大友主任, 栗島主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	2人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について (2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第3回行政経営懇談会を開会いたします。

それでは、早速でございますが、議事のほうに入っていきたいと思います。進行は、中村座長をお願いしたいと思います。

中村座長、よろしくお願いいたします。

座長 それでは、最初に本日の予定を申し上げたいと思います。

次第にありますように、第1番目に市民参加推進に関する指針についてを議論します。それから、2番目に大規模事業の実施に関する方針について議論したいと思います。

本日の会議ですが、大体午後4時ぐらいを予定しております。それで進めていきますのでよろしくお願いいたします。

それから、会議の公開、非公開については、本日も原則公開となります。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局 それでは、そんな感じで進めさせていただきます。

座長 次に、配付資料の確認をいたしたいと思います。事務局のほうからお願いいたします。またあわせて、今後のスケジュールについても確認を含めて説明していただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

座長 皆さん資料はございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、スケジュールに。

事務局 続いて、今後の会議スケジュールについて、冒頭にご説明させていただきます。

前回の会議で、本日と既に日程調整させていただいております10月24日、こちらの会議をもって、パブリックコメントに向けた案を作成し、パブリックコメントを実施するというふうなスケジュールをお示していたところですが、まだまだ議論するところも多々あるということもございまして、座長とも協議いたしまして、11月にもう一度開催を追加いたしまして、本日の会も含めて3回にわたって、この指針または方針というものを議論いただきたいというふうに考えております。

については、12月というふうにパブリックコメント予定していたところを1ヶ月遅らせて、1月に実施する予定ということで進めていきたいと、このように考えております。皆様には、スケジュール何度も変わって、また何度もお集まりいただくことになって、誠に恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上になります。

座長 それでは、よろしいですか。

それでは、早速議事に入ります。

会に先立って、皆様には事務局のほうから事前に資料が送付されていると思いますので、内容をご覧いただいていると思います。

まず、最初の議題は、市民参加推進の指針についてです。

本日は、それが終わった後に大規模事業の実施に関する方針についての議論に入りたいと思います。

それでは、最初に事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 （資料1，2に基づき説明）

・資料1 （仮称）市民参加推進に関する指針の考え方について

・資料2 （仮称）市民参加推進に関する指針 素案

座長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、市民参加の指針について、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。これまで2回ほど本懇談会について、かなり段階的にいろいろな意見を出していただきました。それは、そろそろまとめるという段階にきているわけですが、本日は、どこの部分をどういうふうに直したらいいんだというようなことが出れば、なるべく具体的に記載内容について触れることができれば、まとめる方向にも変わりますので、よろしくお願いいたします。

ただ、まだいろいろな意見のある方がいらっしゃると思いますので、それをこの枠組みに、資料1，資料2に分けられると思います。

それでは、質問とかご意見なりある方、お願いします。

委員 今回の素案、大枠はこの線でいけるということなのであればという前提なんですが、ただ文言の記載ぶりとか、整理をしたほうがいいところがあるかなと思っていまして、私のほうで事前にちょっとその内容を変えるという趣旨ではなくて、記載ぶりを整理したほうがいいのではないかとこのところについてコメントさせていただいた資料をお配りしたいと思うのですが。

いろいろ書かれているように思いますけれども、内容としては、内容自体を大きく変えるとするものではありませんので、それで、いろいろなところにコメントは入れているんですが、それぞれ議論しているように段階段階でご説明しても構いませんし、ある程度時間をいただいて、こちらから全部説明してしまっても構わないのですが、どのような形が。

座長 全部説明するとどのくらいかかりますか。

委員 10分ぐらいですかね。

中村座長 じゃあ最初にさせていただいてよろしいでしょうか。

委員 はい。

座長 それでは、よろしくお願いします。

委員 まず、気になった表現として、市民の定義があります。こちらの中身自体は、このとおりということで入っても、個人の行政以外の市民が自発的に構成する団体組織や企業、事業所等。この表現ぶりが市民の定義の中に市民が使われてしまっているの、これを何とかしなきゃいけないと思う。かつ

自発的に構成するという表現ぶりが、団体組織、企業、事業所のどれまでにかかっているのかがよくわかりにくい。あと、組織に企業や事業所が含まれるのではないかと思います。そういったところが疑問としてございますので、そこを整理する必要があるかと思いますので、私のほうでは、行政以外の市内で活動する団体組織という形で、組織の中に企業、事業所も含めるような整理もあるのではないかというふうに考えております。2の①は以上です。

次に、3の①なんですが、こちらは、表現ぶりを整理したというもののなので、こちらのほうが意図しているところが伝わりやすいのではないかというところでちょっと加筆させていただいております。

続いて、②の適切な情報提供、共有、3ページのところですね。広域業務の充実というところの2個目のところですね。こちらは、当初の記載ぶりですと、市民参加手法において、あらゆる声はもちろん、そうした手法のみでは得られない市民の意見があるのは、現実であるという形の記載があるんですが、今回提示している4ですかね。大きい4で提示している市民参加の実施手法というのは、こうした得られない、なかなか得られない声を拾い上げるための市民参加手法という趣旨も含めると思っています、ここで言っている市民参加者は、恐らく市民の方が積極的にであったり、自発的に参加することを想定している市民参加手法のことを言っているのかなと思っています。なので、その形で加筆する必要があるのではないかということです。

あと、②の段階もこれに関しては、市民参加の段階の4段階があるかと思われるのですが、ちょっとこの②の記載を見ていると、理解共有の段階のみの議論をしているかのようにも受け取れてしまうような表現ぶりがあったかなと思っています、必ずしも4段階の全てにおいて、こういう情報提供であるとか共有とかが望ましいですよということを記載していただいたほうが、③の上のところにコメントというか記載させていただいております。

次、後ろめくっていただいて、④のところですね。ここは恐らく表現ぶりの問題があるので、皆さんの受けとめ方にもよるのかなとは思いますが、適切な市民が参加できる手法の選択という表現ぶりですと、マイナスになってしまう。一番上の横棒のところに、事業の内容、性質などに応じて対象とする市民を検討し、設定していくというような表現ぶりが、どうも行政側が市民を選別して、この人に聞くんだと決めていくというような読み方、そういう意図ではないというのは、当然わかっているのですが、そういう読み方にも読めるので、記載方法を何らかの形で訂正する必要があるのではないかというように考えております。そこがコメントという形で書かせていただいた内容になります。

後は、修文の部分で、こういう表現とかわかりやすいのかなというところで、一番下の三つ目の方法ですかね。そのところは、修正させていただい

ております。

⑤に関しては、順番の部分なんですけど、③、④、⑤と来ていて、③と⑤は、どちらかというと、市民参加をどのように流していくかという方向性に関する議論の項目で、④に関しては、市民参加をさせるにしても、どういう対象設定をしていただくかというような議論の方向で、ちょっとグループ分けでいうと、③と⑤が同じグループに入るのかなという気がしているので、ここを順番を変えたりしてもわかりやすいかなという気がしているというところで、これを入れさせていただいております。

あと、⑤の一番目のポツは、これは、もう気持ちの問題なのかもしれないんですが、この⑤の部分が参加しやすい環境づくりというところで、かなり前向きな話をしているところですので、市民参加にそぐわない性質の事業もあるなど。あえてこういうようなことを書く必要はないのではというぐらいの気持ちの問題です。

次のページに行きます。あと少しで終わります。

次の積極的な市民意見の反映というところです。こちらの単なる巻き込みの回避ということで、こちら記載している内容は、全くそのとおりだと思うんですが、指針という性質で、当然市民参加が認められて、その参加によって出てきた結果については、行政はしっかり受けとめますよということが前提になっているところで、こういう何というか、ネガティブな言い方をしてしまうと、何となくやぶ蛇と言うんでしょうか。表現がちょっと思い当たりませんが、余りそぐわないのかなというような気がしております。同じ反面、逆の内容だと思うんですが、逆から見た内容ですと、柔軟な発想でできる限り市民の意見を反映できる検討と、そういう言い方のほうが当たりが柔らかいかなというような気がしていて、ここは、あえて書かなくてもいいのかなというふうに感じております。

あと、次の全ての意見の反映は不可能という項目があるんですが、これも同じように、これを指針に書くこと自体がそもそも適切なのかなというところがありまして、当然全部の意見を反映できるとは誰も思っていないところだと思いますので、あえて書かなくてもいいのかなと。当初の書きぶりだと、市民参加でいただいた意見が全てではなく、いただいた意見を十分に検討し、偏った政策とならないよう、市全体として考えていくということで、いただいた意見は偏っているだろうというふうにも読みかねない気がしております。ここはちょっと表現ぶりを変えるか、削除するのか、そういう手法、対応が必要なのではないかと考えております。

あと最後ですが、市民参加の手法ですね。これは、私がこうしたらいいんじゃないかということで、必ずしも必要はないと思うんですが、今回、大規模事業の実施に関する方針ですかね、を規定するということなので、せっか

くでしたら、この指針との関係性をこの指針の中に少しでも書いておいておけると、位置づけがはっきりするのかなというところで、そういったことを備忘的に書いておくということもあり得るのかなというところです。以上になります。

座長 どうもありがとうございました。何か今の修正みたいなところに関連して、全体にわたっているのです。

委員 必ずしもこのようにしたらいいということではなくて、ちょっと気になったところというところで。

座長 そうすると、事務局のほうでこれを参考にして、また、まとめる段階でというか、意見として。

それでは、そのほかに何か資料1, 2について、ご意見ございますでしょうか。

委員 よろしいですか。

座長 はい、どうぞ。

委員 指針ということなので、これ、ガイドラインというふうに簡単に読みかえちゃっていいんでしょうか。いわゆるガイドラインができるわけですね。そうしますと、ガイドラインだけで十分な場合もあるし、それから最後に書いてありますように、条例化が必要なのか、そして、条例だけでもだめで、その細則といいますかね、細かいところまでつくるべきような性質なのか。これは、ガイドラインで恐らく職員の意識改革ができれば、かなり柔軟に運用してもらっていいというような、そういうガイドラインでいいのか。その辺もどういうふうに考えているのか、というのがありますね。

事務局 評価委員は、こういった指針という形で考え方を1つにまとめまして、多くの自治体では、参加条例であるとか市民参加条例とか自治基本条例であるとか、そういった多くの自治体が策定されております。それで、我々のほうで、とりあえずこの市民参加に関する指針という形で全庁的に取り組んでいきまして、そういった中で、後ろで検証のところちょっと触れましたが、そういった中で条例化ということも、参加条例になるか、その辺は名称はあれですが、条例化ということも考えながらいきたいというように考えます。

座長 条例化も想定してということですね。

事務局 はい。

委員 なぜそういうことをお伺いしたいかなと思うのは、今、公文書の扱いについて議論が始まったみたいですが、各部署の細則によって、かなりいろいろなことが決められて、まちまちであると。一つのガイドラインでも解釈の仕方が相当違うというのが今、言われてますよね。でも、この案件については、そんなに細則まで云々して事細かに決めなければいけないというような性質じゃないとは思いますが、そういうことも念頭に入れた

上で、ガイドラインというのを設定していくべきと思っています。

事務局 はい、ありがとうございます。

座長 この位置づけ、確かに非常に難しいですね。物すごくシンプルにいけば、例えば市民参加というのを行政の側から見れば、民意や市民ニーズの把握ということになる。

現在、またいろいろな形で行政が市民ニーズの把握をしてきているんだけど、行政経営というのを迫っていれば、現代の把握方法の効果の検証みたいなものから、それから法律的な運営把握方法の検討くらいにとどめてよくなっちゃうわけですけど。

でも、今度一方、市民の目線から見ると、市民自治の実現というのは、やはり住民参加、市民参加の特色になるわけです。私もそれを事務局さんとも議論したんですが、これは、最初に1の1の指針策定の意義について、行政としてというふうに書いてありますけど、行政としては、こういう形というのであるけど、市民としてはというのが入ってくると大分量が膨らむというか。行政としてだったら従来やっている市民ニーズの把握の方法がいかどうか検証して、小玉委員が、たしかこの前おっしゃられたと思う、二度になるかも知れないけど、それで検証した上で、効率・能率的な民意の把握方針とか把握方法を検討していくということにとどめていいんだろうと思いますけれども。

一方市民目線になれば、行政との合意を形成するという以上に、市民の自主決定権だとかそういうことが出てくるんで、少し異論があると思います。その辺、兼ね合いみたいなもの、ちょっと私の中でまだついていないんですけど。

委員 今回は、このガイドラインは、市民参加推進に関する指針というのを行政の側が自分たちの自己へのガイドラインにするということで考えてよろしいんですよね。

事務局 はい。

委員 基本的に表現ぶりは、行政はということでしたっけ。行政はこうする、こんなことしますというのが、基本的な表現ぶりの仕方になるわけですね。

事務局 そういうふうに今考えて、ちょっと書いているところですが、おっしゃるところで、市民目線入れたほうがいいんじゃないかとかというところは、まだ議論の余地はあると思うんです。我々としては、一旦行政側に軸足を置いた指針構成を考えているところなんですけれども、まだそういう目線入れたほうがいいんじゃないかとか、そういった構成少し変えたほうがいいんじゃないかとかというところは、皆様のご意見いただきたいところではございます。

委員 私は、市民協働参画のガイドラインとか、それから自治基本条例とかが

ありますよね。そういうものと補完する形でこのここでは、行政の側が市民参加をどう捉えるかというところにむしろ絞っておいたほうがいいんじゃないかと個人的には思います。つまり、議長が言われたように、広めていけばいくらかでも広がることであるけれども、それだと焦点がぼやけてしまうような感じはします。

座長 そうですね。

はい、どうぞ。

委員 ちょっと資料をまた作りましたんで、確認をさせていただきたいと思うんですが、このつくりで、行政がみずから統率するというか、そういう考え方に立った場合に、今お配りしている資料は、1枚目は、再掲で前回と同じ資料ですが、この右側のいわゆる行政活動領域という認識でいいのでしょうかという確認をしたい。なぜならば、左と中央と右側は役割が違って、右側は、行政が責任をもって取り組む領域であるという項立ての中で、そこに住民参加、市民参加をどう続けるか、それは今議論あったような整理でできると思います。ここがぐらついていると、指針の書きぶりが全体に変わってきてしまうという心配が少しございます。

座長 そのこのところ、今後市政に対する参画が市政への参画に、この、市政という意味が行政、ここに書いてある行政活動領域に絞られているのか、もうちょっと市政というのは、広がりをもっているかわからないですね。

それから、先ほど出た意見で、私も非常にその辺考えたんですけども、恐らくこの指針の頭書きを出すとするれば、初めみたいのところを。そうすると、そこではおっしゃられたように、住民基本条例みたいなものがまず基本として、原則として出てきて、それを実現していくものとして、市民協働ガイドラインだとか、その一つとして市民参加基本指針というのを置くということになるんだろうと思うんで。恐らく。そうしないと、市民参加というのは、もっと本当は、住民自治を実現するような非常に大きな理念だったり概念だったりするんで、絞らないと確かにまとまらないことになるので、ですからはじめにのところに、恐らく何か入れるとするれば、住民自治基本条例を支える2本の柱として、協働ガイドラインと参画基本指針というのを考えると。ここでは、そういうところに絞って、その行政側にとって云々という、あるいは、市民の目線をどういうふうに入れるかという。ですから、私なんかも初めに、のところ、まとめるとすれば、市民参加と何よりも住民自治の理念を実現する運動の制度である、市民の目で実現されるとかということを入れた上で、ここではというふうに入れていくと思う。絞ってくるようになってくると思うんですけども。まだ、この段階では、これまででよろしいですか。

委員 はい。

座長 それじゃあどうぞ。

委員 僕自身も今、他の委員が説明していただいたように、行政の職員の方がこの指針を参照しながら日々行政施策を進めていくと。そのときのガイドラインのような内容なのかなというふうに考えております。ただ、その市民参加のあり方だとかあるいは、つくば市を行政と市民が一緒になって、どういうつくば市にしていくのかという意味では、すごく大事な指針だと思いますので、この策定の目的の中に組み込むのかどうかもご意見いろいろあるかと思いますが、例えば憲法とか教育基本法前文というのがあって、この指針をどういう理念や方針のもとで策定するのかというようなことを盛り込んでいると思うんですね。だから、そういう形で指針が一体どういう理念あるいは、理想的な形として、どういうものを目指してつくられたものなのかということ冒頭にきちんと掲げて、位置づければいいんじゃないかなというふうに思っています。

座長 その辺について、最初のところ意見ございますか。その前文みたいな。どうぞ。

委員 前回もこのガイドラインというか推進に関するガイドラインなんですが、誰が推進するのかということを広くとることもできますし、限定することもできると思うんですが、そういう意味の主語を明確にしたほうがわかりやすい。そういう意味では、今回いろいろ整理していただいたので、何となく流れは整理されてきたなと読んで感じました。

でも、今ご指摘ありましたように、1の策定の目的というところで、ずっといろいろなこと書いてあると、大体何言っているのかわからなくなって。ここで、一番最後に言いたいんですが、そこでとなると、考え方など整理して、これは整理なんだけど、要するに推進していくためのガイドラインであると最後に書いてあるんだけど、誰のガイドラインなのかというときに、これは、もちろん市民も含めてかもしれないんですが、行政が市民サービスの質の高い効果的に進めていくために市民参加を含めたということで、ここで主語をはっきりと書いてしまってもいいのかなと。むしろ前半のほうがこの策定の目的というか、背景みたいなものですよ。

座長 はい。

委員 背景みたいなのに関して、それで、このもっと非常に端的に数行でこの策定の目的なんていうのは、できるだけ端的に書いたほうがいいのかなというふうに思いました。

そういうことを整理することによって、後半もそれにぶれないような形で、もっとできるだけ簡潔に整理していくことが、先ほどのようなご指摘ありましたように、背景のところでは、そういう前提があって、もともと市民参加を高めることが結果的に行政のクオリティを上げることになるんだという

ことは、誰もが指摘していることではあるんだけど、なかなかそれが見える化されていないというか、皆さんが認識しにくくなっているというような背景もあって、なので、ここでは、こういうことを策定するんだというふうにしてもいいのかなと感じであります。もうちょっと広いんだというご意見もあるのかもしれませんが、私の感じではそういう。この辺の書きぶりをもういろいろちょっと工夫できるというか。

中村座長 背景のところをもう少し短くしてという。

委員 そうですね。背景のほうは、ある程度いろいろ書いてもいいと思うんですけど、この策定の狙いは、非常に端的に書いて。

座長 そのほか指針の素案についてだとかにご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 策定の目的のところ、今のところじゃないんですけども、単純に言ってしまうと、下の二つの項目だけで表されてしまっているかなという気がするんですね。「いろいろな経緯がありました」が、とても長くて、結論このためにつくりますというのがこの二つの文章だけかなという気がするんです。もうちょっとコンパクトでもよかったかなという気が私はします。

この二つの文章で見る限りにおいては、行政として効率的、能率的に市民ニーズにより即した市政を進めていくためにも、明らかに行政が主語なので、この二つの文章だけ見れば、大体言いたいことわかったよというような感じにしておこう。

座長 今までずっと議論してきて、私のイメージとしてあるのは、ここまで市民参加と絞ったラインでいいのかなというのがあるわけです。要するに、市民参加というのは、市民から見れば民意の導入なんですよ。行政側から見れば民意の吸収なんですよ。でも、ここで主になっているのは、民意の吸収の部分で、その辺のところ、そういうので今回は行こうというのであれば。ですから、例えば限られた時間の中で、行政として効率的、能率的に市民ニーズにより即した市政を進めていくためには、今言ったように、市民参加について、整理していく必要がある。やはり行政側の見方って、非常に強い感じがするわけですね。

委員 すみません、2回所用で欠席しておりまして、きょういただいた資料最初に読んだときに、市民参加といったときに行政がという主語がつくとは、私は実は想定しておりませんで、もうちょっと広い意味で指針が書かれるのかなと思って、今日議論を伺ったときに、あ、そういうことなのか。なので、今回は、行政がというガイドラインなんだというのは、ここにおいて議論を伺うとすごく納得するんですが、そういう前提がなくて、いきなり市民参加推進に関する指針だけ、タイトルだけ読むと、今、座長がおっしゃったように、つくば市は、すごく限定した市民参加しか考えていないのかという、

何ていうんですか。受けとめ方をされてしまう方もいらっしゃると思うので、先ほども皆さんおっしゃっていましたが、背景、目的ではなくて背景ですかね。そこで、市民参加というのが今もう欠かせないし、コミュニティーをつくる时候にも必要なんだと。それは、つくば市でも条例とか協働ガイドラインとかあるよと。その中で、今回のガイドラインはどこの部分を決めるものなんだというものを端的に書いていただくとよろしいのかなと思いました。

座長 そうですね。そういう形で絞ってよろしいですか。まとめ方として。

委員 はい。

座長 どうぞ。

委員 今の話の流れなんですけど、結局、直接民主主義と間接民主主義といいますか、代議制の民主主義ということであると、市民参加をすごくこれは限定して、今議論しようとしているんですけど、もっと端的に言えば、住民投票を行ったという、この非常に重い市民参加のあり方は、この中には表現できていないわけですよ。住民参加、住民投票ということは、書き込めないわけじゃないですか。今のよう形で絞っていくと、そういう非常に重い、今回我々経験したようなことが抜け落ちてしまうという大きなことがあると思うんです。それをどう意識して、それは、今回は書かないとするのか、そういうことも直接民主主義、直接請求みたいなことまで本当はあるんだけどということを書くと書くのか。これは、大きなポイントじゃないかなと思うんですね。

それと、議会ですよ。市民の代表としての議員さんがいらっしゃるって、議会というものがあるわけですよ。議会は、市民の意見を代弁しているはずなんですよ。そういう民主主義のルールですよ。それとどう折り合いをつけていくのか。行政が行政だけで自分たちで全て事を決めているわけではなくて、議会と市民との関係の中で生まれてくるわけじゃないですか。それも非常に難しいと思うんです、どう書き込むか。例えば、審議会なんか議員さんが入っていますよね。あれ、どういう形で入るんでしょうかね。

事務局 あれは、条例で規定されているものがございまして、そういった中で、議員さんであるとかということで、有識者であるということでも列記されている中でのお願いということになっている。

委員 市民の代表として入っているわけですよ。議員ですから。

事務局 そうですね。

委員 そうしますと、その同じ審議会の中で、市民の代表としての方と市民というのがウエートが全く同じなのかと考えたときに、専門家として入っているとかがそういうことであればいいんだけど、重みが違ってくるとすると、どうなのかなというのがあって。あるいは、議員さんとして審議会

に参加しているんだったら、議会のほうにそれを反映してほしいという意味があるわけですね。おそらく。なので、その辺私はちょっと頭の中整理がつかないんですよ。議会との関係というか。

委員 それを言いかえると、首長というのは、23 万の中の、有権者数はもっと少ないと思いますが、1 ですよ、人数が。議会議員は 28 です。そうすると、集約とか選択というプロセスを踏んだものしか出てこない、残念ながら、これ当たり前なんですけど。市民参加というのは、23 万人の 1 という一人一人の意見が、発露として見えてくるという点が大きな違いなのかなと理解をしています。そういうような議論の中で、資料 2 の書きぶりは非常に丁寧に書いていただいたので、我々が漏れなく議論をして目を通した上で、どこを強弱をつけていくかという意味で、要綱、指針なんかも修練されていくんだろうと理解をしています。

一つのさっきお話にあった前文、前書き、本当に大事だと思うんですね。いきなりこの指針では、この議論が始まった流れがわからないので、そこがやはり何らかの背景という書き方でもいいし、そこは、行政なりのルールの中での表現でよろしいと思いますけれども、そういう丁寧な説明が一つあると、誰がいつ読んでも、この条文しか項目しか見ないというのは通例ですから、多分。その前段の背景を読むことで読み方が変わってくる場合もあるという意味で、そこは何らかの説明が必要かなという気がいたします。

重ねて幾つか補足させていただきますと、市民というのが、最初から少し議論になっていましたけれども、大体市民の定義が整理されてきたと思うんです。そこで、あえてもう一度、私はこだわりますけれども、個人市民、法人市民、法人市民というのは何かというと、どちらかというと、市民参加というその自然人ではないので、形態的に限界あるわけですね。機関の団体組織ですから。ただ、この会議室って、実はセミナー室が三つあって、うち一つがつくば市に提供されている。つくば市には、独立行政法人を含めていろいろな組織がある中で、わざわざ行政がインフラ整備をしなくても、企業があいているスペースを有効的に活用することでイニシャルコストを抑えて、行政サービスができるというのは、企業の皆さんも考えることも可能だろうし、これもつくば市における市民参加の一つの方法だという意味で、個人市民、法人市民にこだわった理由があります

それからもう一つは、個人市民の捉え方で、つくばのように流動性が高い、個人人口が多い、しかも転入、転出を繰り返す自治体では、通常の自治体と違う、まず市民が存在する。次に、その市民は住民投票をしない。いわゆる納税義務を負わない、そういう人たちも市民にしたときに、その参加するプロセス、例えば、さっき申し上げた私の資料の 1 枚目の右側に行政活動領域というジャンルに限定したときに、本当に納税義務を負わない人の発言がど

れくらいそこに存在感を持ってくるのか、という整理も一緒にしておかないと、行政はまず困惑するときがあるかもしれない。開かれていくというのは、とてもいいんですが、本当に市民というのは、全てあまねく同じという概念かどうかの整理を私も今の時点では、私の中でよくできていないという理解でおります。

座長 ありがとうございます。

委員 ちょっとすみません。今の発言とも関連するんですが。市内に在住している個人を中心としてという表現は、やめたほうがいいと思います。中心、それから中心ではないという発想が、市民の間にあるはずはないわけですよね。なので、文言として、「市内に在住している個人」やとか、中心という言葉を外していただきたい。

もっといいますと、納税者とか有権者ということを言い始めると、これは、ポピュリズムという難しいものと関係になってくるわけですよ。納税者のための有権者のための施策ということにだんだんなってくると、うまく表現できないですけど、いわゆるポピュリズムというのになってきて、行政が自分たちの意思で、これは大事だということをきちんと表現できなくなって、いつも市民に問いかけなければ意思決定ができないということも非常に大きな問題がありますよね。ごめんなさい、ちょっと横道それましたが、その中心というのは、やめたほうがいいんじゃないかと思います。

座長 その辺、事務局のほうで一応控えておいて、チェックしておいてください。

僕も市民とは何かというか市民というのは、もう理念的に言えば、市民意識を持つとかというものになりますけれども、少しまとめた中では、分権化社会のもとでは、その地方地方の特色に合った政策の実現が期待されるだけに、市民参加の主体も住民ですね、納税者。住民の範囲にという考えは、しかし、現在は、人口の流動性だとか、知識の専門性あるいは、その地方との利害関係等も考えれば、そういう市民参加の担い手というのは、地方よりも広い範囲で市民という言葉で捉えたほうがいいと。これは、トートロジーというか、市民とは何かで市民になっちゃう。その括弧した市民というか、そういうふうに捉えるということなんです。余りこれ、ここまですっと深い自治会などで並べていくのはいいのかどうかという。少し少なくとも中心、中心という言葉は、ちょっとあれですけども、まず住民というのは、主体になるけれども、だけれども、それ以外に範囲としては、それに関連する利害関係を持ったり、専門性を持ったり、そういうような人たちを入れていくというのでいいんじゃないかと思いますけどね。また反対に、どの団体を入れるかという問題もありますけれども。

委員 ほかの条例とか見ていると、個人以外の記載ぶりは、法人またはその他

の団体みたいな形で、絞らずに書いているケースも多いので、確かに区会とか自治会とか列挙していると書かれていないところは、これはどうなんだという話が出てきて、これも書いてくれとなってもしょうがないかなという気もするので。

座長 その他の団体って、いつも挙げられるんです。例示しなくて、大体ある程度というか。

委員 その場合は、事業所を市内に有するとかという形で限定をかけていくのか。あるいは、もうちょっと広めに記載するとかというようなところは、問題になるかもしれませんね。

委員 あと、ちょっと文言のことで。先ほども指摘なさっていましたが、市政に市民を巻き込んでいくという表現もこれも検討すべきだと思います。

座長 そうなんですね。

委員 これは、合意形成をしていくという意味だと思うので、全体の中に合意形成という言葉は、余り出ていなかったと思うんですが、巻き込んでいくというのは、合意形成をとっていくためにみたいなのの方が便利かなと。

委員 細かいことすみません。市民参加の概念は、私の中では市民が行政とともに主体的にまちづくりに参加していく、そういうイメージでして。何が違うかという、市民参加って目的ではなくて手段だと思うんですね。ですから、その手段の先にあるものが主体的なまちづくりということであれば、そうすれば市民の概念が多少広くなったとしても、それは、文章として許容なのかなと。考え方として許容なのかなというふうに理解をしておりました。

座長 はい、どうぞ。

委員 ちょっと的が外れるかもしれないですけども。最近あるセミナーで、要するに、今回行政が行う質の高いサービスを行う際の指針という意味で、そこでは、市民を考えないで行うことはできないよという趣旨だと思うんですけども、そういう意味で言うと、市民というか、要するにそのサービス、行政サービスを受ける側ですよ。そういう意味で市の側ではない、その他全部という感じで、もちろんそこには法人も入るし、場合によったら、市域外の人にもいろいろなサービスもあるのかもしれないですけども、基本的には、市民。

それで、その対価を払っているという意味では、納税者ということにもなるし、直接じゃないけれども、間接的に使用料等を含めた対価を払っている人もそれなりのサービスを受けたいわけだから、それは質の高いサービスを提供。そういう場合には、その意見を聞かなきゃいけないというのは、この辺ちょっと企業経営に携わっている方にお伺いしたいんですけども、いわば企業としても、やはりサービスを産業とするような場合は、今やもちろん居住者の意見なしにやれば、それは、ビジネスとして失敗になっちゃうわ

けですよ。必要のないサービスをやった場合は。そういうすごい反省が今回はあったんだろうと思うんですよ。だから、背景のところに書くかどうかは別として、なぜ今こういうことをやるのという背景、大きな動機として、やはり質の高いサービス提供することに失敗することもあるんだ、という意味で言うと、そういうサービスの共有者の声、どう反映しているからこそ質の高いビジネスというかプロフェッショナルな人たちがみんな取り組んでいるわけで、そのプロフェッショナルな仕事が評価されるのかという意味なんだろうと思うんですが。

最近、これ、セミナーで聞いた話というのは、サービスも直接もういちいち意見なんて聞いていないと。例えば、洗濯機にセンサーがついていて、いつ回ったかとか掃除機いつ動いたかとかというのは、みんな業者カウントしているというような、あるいは、物はもう売らないと、車もう売らないと。車の利用だけをサービスするとか、そういうような意味で、かなりサービスというのは、もう取り込む手法いろいろIT技術を駆使してやっているという話を聞いていて、もしかして、これって行政の分野でも同じようなセンスがないとまずいのかなと思いついて聞いていたんですけれども。要は、いかにクオリティーのある商品というか、要するにサービスを提供するには、やはりレスポンスを配慮しないでやっても意味がないんだ、ということをそういう意味では、行政に取り込むとかそういうのはとんでもない話になってくる。取り込むんじゃないよと。何のために、取り込むんですけれども、何のために取り込むかというのは、要するにいいサービスをするために取り込むわけで、だから、やはり最終的には、策定の目的には、そのサービスの提供の仕方を高めることが最終的な目的になると思うんですけれども。そういう意味で言うと、対象がどの範囲かということ、とてももうちょっとわかりやすくなるのかなと思って、ちょっと余計なことかもしれないんですけれども、そんなことを最近ちょっと考えました。その辺いろいろ、企業としてもいろいろ。

委員 僕は、第1回目を欠席したもので、背景がどこにあるのかと思って、それをちょっとわからないんですね。2回目に出席させていただいて、少しはわかってきたんですけども、基本的には、行政の皆さん方の心構えというか、行政のありようについて、いわゆるつくば市そのものが何かいろいろな問題が起こったんですかと。起こっているならばもう少し明確にしていこうじゃないかということで、こういう議論がされているんだと思うんですね。その中に、いわゆる行政の方々の意識改革をしていく、物の考えを変えていくということが主ならば、私は、ここに絞り込んだ形のほうが明確になるんじゃないかと思いますね。

一方で、市民については、問題について言えば、市民の行政に参加をする

ということについては、どういうことなのかということのをこれはまた別立てで作るべきだと思うね、市民に対して。だから、いわゆる権利義務責任というんですかね。そういう考え方をベースにした何かメッセージが、わかりやすいように表現されるのをやったほうがいいんじゃないかと思うんですよね。でないと、これだけに思ったら非常に専門的で詳細が書かれているんだけど、これは市民に配布するわけじゃないでしょう。この指針は、どういう取り扱いになって、どういう活動をされるのですか。

座長 それがずっと引きずって、ですから、今一番最初に、私がお話しましたがけれども、行政側から見れば、要するに質の高いサービスを提供するための民意ですね、市民ニーズの把握の仕方。それが今までの把握の仕方では、あまり好ましくない。だから、今までのを検証した上で、能率的で効果的な民意の吸収を検討する。そこに絞れば、それでもいいわけですけど。

一方、市民参加というのは、おっしゃるように市民側から見れば、権利責任の問題も絡むけど、市民自治をどう実現していくかとか、市に住んでいるところの充実感だとか、そういう問題も入ってくるわけですね。市民の範囲というのはどうなのかという議論が出てきますから、そうすると、非常に、話し合うことは無制限に広がるんですね。ただ一般的に市民参加と言われていて途中で言うと、民意の把握というだけじゃちょっと、というのはあるんですよ。ですから、それをこの前打ち合わせをして、結構議論をしたときには、前書きで入れて、ここでは、今回はここに絞るんだという形でまとめてみたらどうだということになったものですから。

委員 いいですか。

座長 はい、どうぞ。

委員 上手にまとめられないんですけれども、この場合は、とりあえず行政として、どういうふうにするのかということの一つまとめてしまうべきではないかと私は思っています。市民の側は、どのような反応をするかというのは、今この場で我々には全く想像がつかないことで、行政としても市民に対して、これだけのことはできましたというような形をしっかりと定めておくことによって、それをうまく利用する市民が現れてこないことには、どうにもならない。市民としては、こんなことができる、こんなことができるって、膨大に書いてしまったら、逆に市民は見ませんのでね。余りに膨大なことを書かれてしまうと。私たち素人にとっては、お役所言葉で大量に書かれた文書、とても読みにくいんですよ。なので、とりあえず行政としては、これだけのことができますというようなことに絞って、まずやっていただいて、それから先発展させていって、できることであれば条例にしたいというところなんですというふうに思うんですけれども。

市民がどこまで望んでいるのかって、多分私が思うことと、他の委員さん

が思うことって、また全然違うと思うんですね。ここにいる十数人全員が違うことを考えていると思うので、それを多分それこそ1年数回あつただけで決まるようなものではない。とりあえず、今はこの書き方かな。文言に関してとか表現に関してというのは、正直私はよくわからないんですけども、そんなにとつぱずれてはいないかな。ただ、確かに別の委員さんおっしゃるように、巻き込む、取り込むとかという書き方は、ちょっと違和感があるかなとは思いますが。それぐらいだと思います。まずは、行政の取り組みです。

委員 私をつたない資料の3ページなんですけれども、左側につくば市における住民参加実施状況、2回目の資料から抜粋して、効果的な11種類の実施状況、これだけの件数あるんですね。これで今回の懇談会のデータがある。これは、事実としてやっている。できてないのかできているのか。できていても課題があるのかというところがしっかりベースにあると、ここの書きぶりは変わってくる。それから、ここに何が足りないのか把握していると、今もそうですね、できていないものは何かというのが、一つ私の中でもいつも言えるところではあるんですけども、一応その右側には、住民参加の全国の635団体やった結果、大体手法って限定されるんですよ。やり方の丁寧さとか時間の考え方なんですけれども、それとつくば市を比べてどうかというのと、それからその左側の上にある一般的に制度化している方策と、それから23年実施実績がある方策。つくば市が今回書こうとしている指針が何を書きたいのかというのは、もう一回事務局がしっかり整理していく。そろそろできる時期に来ているかなという気はいたします。

それからもう一つ、ページ戻って、前の2ページなんですけど、今回新たに提案として、市民参加の政策形成というのは、これは、プランドゥーチェックアクションをかけていますので、さらに下の段では、プランの前、いわゆるプロセスの①の部分を今回提案をしていただいております。非常に大事だと思うんですね。ここの、この認識で、私はきょう参加していますけれども、そういう理解でいいのかどうかというのを含めて、指針が少し影響が出てくるというふうに理解をしています。

ちょっと飛躍しますが、4ページ目、めくっていただくと、今回非常に迅速に市のほうで対応していただいて、職員アンケートやっていただいて、資料なんかもちっとビジュアルにグラフにして、構成比と件数にあらわしてみました。今回は、クロスすると、おもしろいかなと。年齢であったり担当する業務。これは、福祉系、教育系、これかわり方がみんな違うんで、そうすると、「思う」、「どちらかというと思う」、「思わない」というのが変わってくる。反面的、一面しか見えない。これは、やむを得ないと思うんですが、これを今やろうとしている市民アンケートをぶつけてみたときのその

違いを非常に私、興味を持っていまして、例えば、5ページの目標と現状の認識の乖離とありますけれども、市民参加についての乖離も相当あるんです。まず行政は、この乖離がどれぐらいあるかということを知るといことは、とても大事だと思うんです。それを気づいたときにどうすればいいかというのは、今回やろうとしている指針に生きてきて、OJT職場研修も含めて、絶えず自分たちが市民参加を全てのところに意識して仕事をする意識を育てていくのが一番大事で、そのときのよりどころが今回の指針であると思っています。

行政は、多分評価という形で数値目標なり定性的、定量的な目標を設定して、毎年行政評価をしていると思います。この行政経営懇談会でも評価しています。その評価方法の中に、市民参加についての項目を一つ設けて、どういう形で市民参加ができたか、もしくはできなかったかというようなチェックを時間をかけてやることによって、職員の意識は随分変わってくるという認識を持っている。

座長 これは、参考になるものですね、非常に。特につくば市における住民参加実施状況、これを住民参加保護の制度化の柱に当てはめながら検討してみれば、大体どのくらいの段階に今、つくば市の住民参加があるのかというのがわかってくると思いますし。

委員 すみません。1回、2回で説明があつたら大変申しわけないのですが、今の住民参加実施状況の出前講座。何でこれが住民参加の形になるか教えていただきたいのですけれども。

事務局 出前講座というのは、市の取り組みですとか市の考え方ですとか、そういうものを、対話形式により講座をするものです。

委員 市民の要望があつたときに行うのですか。

事務局 そうです。出前講座という一覧を担当課のほうで持っていまして、学校ですとか交流センターで団体の方から、この講座聞きたいということでご要望があつたところに出向いて、意見交換まで含めて講座という形になっているんです。

今回、市民参加というのをどう考えるかというところなんですけれども、お互いの理解共有ですとか情報を提供するということ、情報に触れるところも参加というふうに捉えているところから、出前講座も市民参加の一つという形で入れさせていただいています。

委員 つくば市が、市民で講師になれるようなデータベースを持っていってそのデータベースの派遣するということに出前講座という言葉を使っていたような記憶があるものですから、ちょっと幅広い概念過ぎて、何でこれが住民参加なのかなと思ったら、今、結構限定された市民からの住民からの要望があつて、何か市の行政や何かを説明したり意見交換するという限定の出前講

座という理解で大丈夫ですね。

事務局 ここでは、そうですね。市で使っている出前講座という意味で書かせていただきました。

座長 講師は、市の職員が。一種の行政講座みたいなものですか。

事務局 おっしゃるとおりです。

委員 ありがとうございます。すごい件数が一番多いじゃないですか。

座長 これは、恐らく 11 というのは、段階があるだろうと思うんですね。ある程度段階で分けていくとか。ですから、その資料 2 の整理をするときも市民参加の実施方法というので、審議会等でずっと書かれている。これを少しこの手法でやるかどうかは別として、住民参加方策の制度化及び実施の状況という、これを合わせながら、この下の段階に合わせながらやっていく、ここちょっと。どの段階に立っているかというの。つまり情報の提供を公開から課題の抽出、政策の検討、決定、評価実施まで、この段階でどの辺のところにいるのか。恐らく出前講座なんていうのは、基本的な段階にあるような、初期段階の参加だと思うんだけどね。市長に会えるとかそういうの。そこから始まって、だんだん絞られてくる。どのくらいのところまで来ているのかというのは、少し検討しながらまとめていく。

委員 ちょっといいですか。

座長 はい。

委員 先ほどもご提案あったように、評価のまず自主評価をやりますよね。行政が。大分意見も聞くのですが、そういう項目があるというのは、すごくやはり一種の会話になるので、意識が変わると思うんですね。商品開発のとき、ユーザーのこと考えてやっていますかというようなもので、いつも市民のサービスの満足度を考えながらやっているかどうかというのは。

それにしても、いろいろなクオリティーがこの 1 から 11 まであるので、その適切な段階で適切なこういうプロセスがとられていることが必要なので、その辺を適切に評価するような項目を構築してみるというのが、今回のガイドラインの一番最後のほうに評価についても考えるという話じゃなくて、そこまで試しにでもいいからやらないと、これ、単なる分析に過ぎないんじゃないかということになっちゃうんで、やってみるというところまで考えているのかどうか、その点を含めてちょっとお聞きしたいんですけれども。そこまでね。

委員 よろしいですか。NPOとか事業をやっていると、行政指導を非常に受けるわけです。行政指導があります。非常に細かくチェックポイントのリストが先に提示されまして、それについて、全部チェックしていくわけですが、行政の中でもそういうのがあるんですか。行政の中同士では。行政チェックというか、チェックリストみたいなもの。

事務局 業務を進めるに当たっては、そういったマニュアル的なものをもって進めているものもあります。

委員 すごくそれは、受け手側からすると、行政指導を受ける側からすると、非常にインセンティブを感じるんですよ。それをしなければならぬと。虐待防止なんていう欄があるわけですよ。それについて、事細かに書いていて、そういう防止について、どういうあれをやっていますかというチェックリストをいただくだけで、これはもう非常に全部対応しなきゃいけないと思ってしまうんですが。そういうのがそこまでなくても、小玉さんが言われたようなチェックリストみたいなものがあつたらおもしろいかなと、大事なかなと思います。市民参加にかかわる。

委員 評価の段階で、評価委員会に出ていると、大体自己評価でBがいっぱい並んでいるような結果だったんですね。これは、どういう根拠で、これが出ているんですかと言うと、大体明確なお返事というのはなくて、そういう評価がなされておりますという形のお返事が多いので、実際に、そのサービスを受けているうちにアンケートをとって、このサービスどうだったということを知った結果の評価というのも一度見てみたいかなと思っているんですけども。私も福祉関係ですので、このサービスを受けて、できることであれば、ご本人がそのサービスがよかったのか悪かったのか。何がよかったのか何が足りなかったのか。そういったようなことが出てくるような評価というのは、どこかでやってくれないのかなというのはちょっと思っています。

大体どこの審議会でも、自己評価で全部出されていて、実際に自分が受けているサービスが評価Aになっていたり、そうなのかと思う部分で、実は物すごくたくさんあるんですよ。同じような項目の事業の内容が並んでいるのに、片方はAで片方はCだったりとか。これは、一体何が原因でこうなっているのかと言うと、大体明確なお返事ってないんですよ。なので、そういうところら辺もはっきりわからないと、市民の側には不満と不信感しか残らない。私たちそんないいサービス受けていないと思っちゃいますよね。

委員 だから、それをこの中に何らかの課題って評価をチェックするというか、しかも今おっしゃったような細かい部分も含めているということですね。ただ評価をするということじゃなくて。

委員 今のご意見なんですけど、例えば行政経営懇談会の仕事の中に、行政評価やっているとしますね。その結果って全部ウェブに出ています。それを見ると、今ご指摘があつたことも含めて、評価の手法を少しずつ性能アップしようということで、数値目標、いわゆる定数的目標設定から定量的な目標設定にして、それに対して何パーセント達成した、企業への売り上げに対して、設定目標に対して幾ら売り上げあつたかというふうなことが見えるように少しずつなっている。その行政評価のシステムの中に、市民参加の指標を

取り込むことによって、一体的に見えてはくるとは思うんです。ただ、どこまで精度を上げるかというのは、全ての事業にというのは、相当厳しい、何らかの科学的な手法を用意する必要があると思いますけれども、その認識を職員もしくは行政が持っていることで、例えば市民参加に対する何か。

委員 定数評価もいろいろと議論があつて、数集めればいいというものじゃないみたいなのところも結構あつて。例えば、今、放課後のデイサービスなんかもうすごい数ができているといっても、今度は、逆に質の低下が出てきて、行政評価も行政指導が入って、潰れちゃったみたいなのところも結構出てきてしまっているので、その定数評価だけが評価ではないかなというものもあると。これどういう評価の報告がいいのかわからないんですけれども。

座長 今出てきたものをある程度まとめれば、今つくば市でやっている市民参加実施状況をこれを一応一つの事業になっているわけですから、事業評価をしていくような形を持ちながらやっていけば、ある程度今の現状は変わります。

それについての評価がきちんとできれば、ほかにも使うことができるとか少なくとも参加条件。まだ、いろいろそういう部分あると思いますけれども。

委員 すみません、一つだけ言っておきたいんですが。どうしても気になるのは、行政参加にそぐわない性質の事業についての項目なんですよ。さまざまな市民参加の手法がありますよ。それからとっていきますよといいながら、それすらもそぐわない事業があるというのは、具体的にはどういうふうに想定しているんですか。

事務局 例えば、完全に法定でもう定められて、それに基づいてただやっていくというような事業も中にはあります。そういった決まりきった枠でやるしかない、やらざるを得ない事業というようなところを意識して書いてはいるんですけれども。

委員 しかし、それも運用についてとかいろいろなことで、市民は、恐らくどこかの段階で意見は言えると思うし、これは国の制度だから市に言われても困りますって突っぱねてしまうことはないと思うんですよ。それは、単なるアンケートをとるということだって、それはできるわけだから、その例外を余りつくってしまわないほうがいいと思うんです。適切な参加対象の選定のところで恐らくこれ苦労されて、何か文章がしどろもどろになってしまってますけれども、ここのところもこれが恣意的な設定がどうしてもあるのは仕方ないんですけれども、あえてこれ入れなくてもいいんじゃないかなと思うんです。

座長 そうですね。はい。

委員 すみません。私は、やはり書いておくほうがいいと思うほうなんです。といいますのは、行政は、やはり国から県、県から市と下りてきて、もちろ

んその内容や何かを市民の方がコメントを言うのは必要ですが、だからといって、それが市政に反映できるものとできないというのが現実にあるんですね。だけど何か全部に例外なく書いてしまうと、そこに反映させろといったときに、ノーと言えない場をつくってしまうこともあると思うので、もちろん例外は少ないほうがいいに決まっています。少なくすべきだと思いますけれども、だからといって例外があるようなことを書かないほうがいいというのは、もうちょっと慎重に議論してから決められてもよろしいんじゃないかなとは思いますが。すみません、これだったらって事例をあげられるといいんですけれども。

座長 今のことに関連しますか。

委員 はい。今のことですけれども、例えばたまたま私、きょう春日部市の市民参加と協働指針のデータを手元に持っております。これでやはり除外事業の一覧が出ているんですけれども、軽微なものとか緊急に行わなければならないもの、法令に定められた基準に基づいて行うもの、つまり市の側では動かせないものというものですよね。あと、市の基幹の内部の事務処理に関するもの、施設使用料などの賦課徴収等に関するものというようなことで、私は、これを読んだときに納得しました。やはりそういう部分のものは、指針としてきちんと書いているかと思うんです。今の方のご意見に賛成します。

座長 じゃあその辺、議論まとめる段階で少し議論しましょうか。

例えば何かをやっているときに、市民のほうから、国が管理している土地のところにはぼうぼうと草が生えちゃっていて、どうしようもないけれど何とかしてくれないかと。不満を言ってくる人は、国だろうと、つくば市だろうと関係ないわけですよ。こっちは、引き受けて形式的に答えるのなら、国の管轄ですので国に申し上げてくださいとおしまいになるんですけれども、市のほうで1本入れてもらうわけですね、向こうに、国土交通省のほうに、新たなところに。そうすると、それで刈られるわけですよ。ちょっとした意見をそこでもし止めちゃうと、国の問題には一切というところとできない可能性もあるので、その辺なんかも含めて、だからといって、無制限にできると言い始めちゃえば無責任になっちゃうし、その辺のところを少し議論をしてみようと思いますが、まとめる段階で。

大体これだけもう出ましたし、まだあると思いますが、第2の議題のほうに進めて入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

これ、きょう出た意見をまたまとめて、この次に、また出すわけでしょう。この次までに少し言われた意見を取り入れてまとめていきたいと思いますので。

それでは、事務局のほうから、第2の議案のほうにご説明をお願いします。

事務局 すみません、長時間になりますが、次の議題としまして、仮称であり

すが、大規模事業実施に関する方針についてということでご議論いただきたいと思います。こちらにつきましては、今年4月に総合運動公園事業検証結果報告書というものが検証委員会のほうから提出されまして、第1回目のときに皆さんにお渡ししているかと思います。こういったものを踏まえまして、これまで市役所の担当部局の次長さんをメンバーとする庁内検討委員会というものを設けまして、これまで2回ほど開催させていただきました。そういったところの議論を踏まえまして、今回皆様に資料として3、4ということで、粗々でございますが、素案という形でお示しをしております。

こういった整理をしておりますが、まだこういった構成であるとか表題については、まだまだ議論これから進めていく予定でございますので、こちら懇談会におきましても、ご意見等いただけたらというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それでは、内容について、ご説明したいと思います。

事務局 （資料3、4に基づき説明）

- ・資料3 総合運動公園事業検証結果報告書と大規模事業の実施に関する方針との関係
- ・資料4 （仮称）大規模事業の実施に関する方針 素案

座長 ありがとうございます。

内部検討しているものにいろいろな意見を出せばいいんですか。こちらで何か述べられたような方針について。そうでなければ、ここでこういうのを聞きしたり、出てくるいろいろな庁内の検討会議に何かお考えがあれば出してほしいということですか。

事務局 そうです。こちらでいただいた意見を今後の検討会議に、こういった意見をいただきましたということで諮って、そういったことも踏まえて、再度検討をしていきたいと考えております。

座長 わかりました。この問題については、今、事務局からも説明がございましたように、現在市の内部で次長などを交えて検討会が開かれています。方針の素案という形で資料が問われております。これで、方向性が決まっていくものではありませんけれども、ご質問だとかご意見がございましたら出していただければと思います。

委員 すごく素朴な質問なんだけれども、今、行政の中には、いわゆる権限規定というのはあるの。

事務局 事務決裁規程で、金額や職層により事業の決裁区分が決められています。

委員 市長の決裁権限を上回るものは、次はどこで判断をするんですか。

事務局 金額で議会の議決を必要とするものということで、それは、議案として市長が議会に承認を求める。

委員 議会の承認を求めるわけね。

事務局 はい。

委員 1回承認求めたら、それでよしというわけではないわけ。運動公園なんかは1回承認求めて、承認受けたの。

事務局 運動公園の用地取得の際は、議決をいただいております。

委員 そうでしょう。

事務局 はい。

委員 その議会も決裁したことに対して、いいか悪いかは市民に問うわけね。

座長 住民投票ですね。

委員 住民投票。そういう経緯でやっているわけね。

事務局 住民投票は、実際 305 億でしたっけ、総合運動公園全体での事業。それがその事業計画についていかがかというところで、賛成か反対かというところの、住民投票でした。

委員 金額に対して、あるいは総合運動公園の内容にふさわしくないとかいろいろ問題があったの。よくわからない。

事務局 当時は、総合運動公園の基本構想を作り、それに基づき基本計画というところまで策定をしまして、そこで大体おおよその概算金額を出ておまして、そういった中で住民投票を行い、総合運動公園基本計画と、これに係る市費の支出の賛否を問うという形で、8月に行われました。

委員 305 億というのは、市議会の承認は得ていたんですか。

事務局 いや、これは、あくまでも事業費ですので、計画の中で言われている事業費です。

委員 市議会関係ないんですか。

委員 議会で通ったのは、土地の取得だけ。

委員 土地取得だけだよ。そういうふうに書いてあるの。

委員 それ以上のことは、通っていない。

委員 だけど、住民投票で主に反対になっているのは、その後半のほうですか。

事務局 その基本計画です。

委員 取得自体もそういう意味では含まれるのかもしれないけれども。

委員 土地は、取得しちゃったんですよ。

事務局 取得しました。

座長 それはもう取得しているわけだけど、むしろこういう議案を通して、どういう教訓から、どのような形で大規模事業の実施というのをやっていったらいいかというのを結びつけて。

委員 今のご説明はわかったんですが、この参考資料の4が出ているんですけども、要は、ほかの市でもやっているようなことなんだけど、何か例えばそういうような規程とか、あるいは実施要綱とか何かを定めるために今、こ

の方針を議論しているんでしょう。方針自体は、もういいと思うんですけども。

事務局 実際に、今回、この方針というのは、考え方をここで示しまして、この下に資料3でお示ししたかと思うんですが、この矢印で右に点線で囲まれている大規模事業評価制度実施要領というのがあるかと思うんですが、この下にこの実際具体的に評価というものを大規模事業を行う際には、評価を行うという事前評価ですね。そういったものやっつけていこうということで、まだここはそこまでお示ししていないんですが、この下にそういった評価制度というものを事前に設けていこうという考えであります。

委員 はい、わかりました。

座長 はい。

委員 今のご説明で、資料3の大規模事業実施に関する方針の下の評価制度って、これ二つあるということですか。二つ想定してらっしゃるということですか。2種類の考え方の部分ができるということを想定してらっしゃる。

事務局 評価制度ですか。

委員 恐らく実施に関する方針があって、その下に要領という形で詳細を決めているというような形だと思います。

委員 事務局に質問しますね。資料4のこの方針って、今、行政って総合計画があって、実施計画があって、年度計画もありますよね。そうすると、それを単年度で予算を議会に提案して、議決出ていますね。そうすると、この実施に関する方針というのは、どの段階でどのように機能するんですか。機能すると想定しているんですか。

事務局 まだ確定でなく検討段階のものなんですけれども、この方針に基づいた、実際には評価制度をもとに動いていくことになると思うんですけれども、予算を要求する前に事前評価を行いまして、そこで、外部の専門的な方の評価などを行いまして、その結果、それから民意などを踏まえた上で、市で対応方針、庁議などで対応方針など決定いたしまして、その後予算要求に持っていく。その後、その予算に対して、議案として議会のほうに提出するというような流れをイメージしております。

委員 はい、わかりました。結構矛盾含んでいる、リスクはありますよね。まず評価制度実施要領、適切だと思います。こういう形でチェックするというのは、予算編成の必要書類の一部に入れて、この視点で検討が行われないことは、予算要求の対象にしません、これはありだと思います。そうすると、逆にここでオーケーだとなっても、歳入歳出のバランスの関係で、当然予算要求で採択されないということもあるということではないんでしょうかね。

事務局 そうですね。

委員 そうすると、従来の実施計画、基本計画基本構想、という大きなカテゴ

リーの中にこれをうまく落とし込んでいったら、実施計画って翌年度計画ですけれども、翌年度計画の前年以前にこれが動き出すという例外部分が、大規模事業にも発生する。わかりにくいかもしれませんが、通常役所って翌年の事業で前年度の予算に要求して、3月の議会で議決もらって4月から動き出す。そうすると、この評価制度なり大規模事業の実施に関する方針は、もっと前から動き出さなきゃいけないということですね。

事務局 はい。

委員 一番心配なのは、行政が著しく停滞とはいいいませんが、時間を要することになるというのはとても難しくて、国の補助制度とか何かがリアルタイムのように変化していく中で、行政のスピード感とか機動力をうまく生かすような配慮も同時になると、非常に厳しいものがあります。これは、市民の目線から見ると非常にいいと思います。ただ一方で、リスクとして時間を要する、世の中の動き、自治体、国や自治体の中の動きになかなかそぐわないような要因をつくり出してしまうということを市民もともに認識している必要はあると思います。

委員 質問なんですけど、よろしいですか。

座長 はい。

委員 現状も、パブコメとかそういうのは、大規模事業の場合、実施することにはなっているんでしょうか。現状とどのくらい遅延が生じるのかが知りたいんですけれども。例えば、こういうものを実施することによって。

事務局 今のところ、パブコメで行っているのは、条例とか基本計画だったり。

事業をやる際の基本計画というのは、もうパブコメは必須で。ただ、その前段で今説明しましたように、評価制度に出るというところを今度導入していくのかというふうに今考えております。

委員 その部分が追加で時間がかかってきてしまう。

事務局 それが大規模事業と言われるところが、先ほどちょっと説明しましたが、大規模事業とはというところで、金額で定めるのか、そういうところはちょっとあるんですが、そういったところの該当した事業についてのみは、こういった新たな評価制度も導入しようというふうに今考えている。

委員 市報でここに大きく出ておりますから、この中で行政経営懇談会で議論をします。その上でその資料をホームページ上に公表し、そして、市民に意見をいただきたいともう書いてあるので、ここでの議論というのは、もう既に公になっています。ですから、本当はちょっと真剣に考えなくちゃいけないことだと思うんですけれども。

もう一つ、いいですか。今のガイドラインの大規模事業、大規模事業というのは漠然とイメージができるんですが、これに時間がかかるというのはわかるんですが、実施に関する方針と書いてあるんですよね。大規模事業の実

施というのをどこから計画にできた場合の段階で実施とは考えませんかでしょうね。その実施というのは、どういうふうに考えていけばいいですか。

座長 それはどうですか。実施。

委員 それは難しいことだと思うんですよ。どの段階で実施というふうに考えて、そのガイドラインなのかという。

事務局 当然、今現在の大規模事業に限らず、事業の大体予算があって、それから事業化が進んでいくというのが通常の流れなんですけど、それ以外で先ほどもありましたとおり、基本計画、基本構想というのがそもそもありまして、その中で大きな事業については、構想段階からまずはある。予算を要求していく構想というのはあると思うんですよ。そういう構想を作り始める段階が事業のスタートだというような認識でいます。

委員 事業の実施ということは、構想段階から考えるということであれば、その市民参加のいろいろな余地はかなり幅広く残されているとなるわけですよね。

事務局 市に予算を要求する段階のずっと前、そういう構想が出た段階が実施というような捉え方をする必要はあるかなと。

委員 それも一つのポイントだと思うんです。どの時点でこのガイドラインにかかわってくるものが事業計画の段階なのか。実施計画ができてからなのか。

事務局 そうです。

事務局 その辺は、今回この文章だけでお示ししたいんですが、この前の次長さん方の庁内の検討会議でもフロー図といいますか、そういったものがないとイメージがつかないんじゃないかという意見もありましたので、その辺、今整理していますので、きちんと全てのものをお示ししながら説明はしていきたいというふうに考えています。

委員 よろしいですか。総合運動公園のときには、基本計画をつくるための予算というのが、たしか通っているはずですよ、結構な額で。そういうところから考えていったら、その予算が通った時点でその実施が始まってしまうとなると、計画が立つ時点以前の時点から評価をするってすごく難しいことになるんですね。杓すら何もない看板だけで、何かのものがあれば評価ってできると思うんですけども、看板をかけた時点で予算ってつくんですよ。そこが実施の対象となったら、どうやって評価するんだらうとかその辺すごく難しいことじゃないですか。どこから評価していくのかとか。

座長 基本計画というのは、何年ですか。基本計画、基本構想、実施計画。実施計画は単年度でしょう。

委員 5年ですね。

座長 5年ですね。基本構想で、基本計画は10年で、基本構想で5年ですか。それから単年度において実施計画ですか。

事務局 基本計画は5年。

座長 基本計画は5年でいいわけですね。

委員 違う、違う。

委員 基本計画は5年でいいわけですか。

委員 そこじゃないです。総合運動公園に関しては、総合運動公園基本計画と
いうのをつくっていますから。

座長 いや、それじゃなくて、今、一般的に基本計画。

委員 だから、大規模事業に関してということで、たしか今お話ししている
と思ったので。つくば市自体の基本計画、基本構想というのは、10年単位で決
まっちゃっているんで、10年だろうが5年だろうがそこは決まっちゃっている
ので、そこは、大規模事業をその中にどう入れていくかということになると、
大規模事業自体は、計画を立てる段階から単年度で予算が下りてくるわ
けなんです。そこで、その予算をどう使っていくかということになるので。

委員 実施計画の段階で。

委員 そうです。計画をつくる実施計画になるわけ。それがどうなっているの
か。はっきりよくわかってはいないんですけれども。

委員 時系列、通常の事業の時系列を整理していただいて、この方針がどこに
どう変わるのかというのを整理していただくのと、もう一つ、これは、いい
ように見えます。いいと思いますけれども、デメリット整理してもらってくだ
さい。これをやることによって、どういうことが発生することが予見され
るかを、本当にいいことだけだったら、それでいいわけですので、それは、
やはり市民として両方知っていたいということもあると思うんですよね。そ
こをもうちょっと整理をして。

委員 あともう一つ。総合運動公園のときに物すごく議会で騒いだんですけど
も、記録がない。メモ一つ残ってないというのがあって。森加計問題でも結
構出てきているんですけれども。全ての記録は、こちらでも話したと思うん
ですけれども、どなたかおっしゃっていた全ての記録は市民のものであると
いうことを考えていただいて、私ども厚生労働省の安全性試験に関する仕事
をしたことがあります。あの厳しさっていったらないんですよ。手書きの
メモ一つとして捨てられない状態の中でやっているのを、行政がそんなにゆ
るくていいのかって私はすごく思ったんですね。私たち市民には、物すごい
締めつけるのに、自分たちのメモは捨てちゃうの。何も残さなくていいんだ。
逆な言い方をしまえば記録がないはずはないんですよ。行政官にとって
記録って命綱ですから。記録がないはずがないんですよ。全て自分の身を守
った記録ですから。そういったようなことを自分が悪さをしているんじゃない
ければ残してないとおかしいんです。それでも記録がないということは、お
かしな話なんです。だから、ここに絶対記録を残して、それが公開できるん

であるということが書いてあったほうが、最終的に行政をつかさどる人たちにとっていいと思います。

座長 そうですね。これを提言の中には、記録に残しておくこととか残っていないでしょう。情報の提供というのを入れるところで、何かの形で入れたほうがいいですね。それからあと、デメリットの部分。これ説明を聞いたときは、余りデメリットの部分って考えなかったですけど。

そのほかに何か。

委員 今から詰められるということですがけれども、大規模事業、定義をどうするかというのがすごく悩ましいんだろと思うんですね。2点ほど確認したいのは、例外の規定を設ける必要がないのかどうかという点ですね。大規模事業であってもやはり緊急性があるとか何かそういった行政が遅滞してしまうというような場合に、全てこれを一からやってしまうと問題があるという状況が生じないのかということですね。

あと、(3)のところに、市長が必要と認める事業とあるんですけども、何らかの縛りにはかけておいたほうがいいのかという気がしていて、例えば市民生活に影響が大きいものとして、市長が必要と認めるとか、何らかの市長の判断基準みたいなものを書いておかないと、裁量で何でもかんでもこれやるんだとできかねないということになってしまうと思うんです。そこは、必要だと思っています。そこはちょっと気になっています。

座長 定義を議論するときに、今、出ていた例外というのが。

委員 3ページに書いてあることですよ。3ページの例外規定。

委員 これは、評価制度の対象から除くというのは、この規定は、適用があるということではないんですか。

事務局 評価制度の対象外の事業ということですね。

委員 大規模事業自体も例外を認めるのか。評価も例外を認めるのかということですね。

委員 そうですね。

委員 この方針で、評価だけの方針はないですよ。それ以外にこのことを実施しなさいと。

事務局 方針の中では、大規模事業では、こういうものだよということをうたい込みまして、実際に大規模事業であっても評価は必要ないよというのをその下の要領の中でうたい込みではいきたいというふうに考えています。大規模事業というのはこういうものですというのを、この中の方針で書きまして、その後、これに付随する評価の実施要領の中では、評価はこういう事業は必要ないよということで、3ページの米印で記したような事業が、評価はしていかないよというような整理をしていこうかなというふうに思っています。

委員 ちょっと気になったのが、この大規模事業に該当しちゃって、この適用

があると問題がある事情がないか。今回3の（1）のところは、例外であってもやらなきゃいけないということにはなるんですね。現状の規定だと。

委員 事業評価の対象から除かれたものであっても、（1）はやりますよという規定。そんなに義務づけがきついような内容では今ないので、問題ないのかもしれないんですけども。そこにちょっと何か支障が生じないかどうかだけ、はい。これで問題ないというのであればいいですが。

座長 整理させていただきます。

委員 今の発言と重なるんですが、基本的にはやはり事業費の規模で大規模事業かどうかというのが判断されていきかねないなということを少し個人的には危惧をしていて、例えば公共施設マネジメントなんかで、これからどんどん公共施設が老朽化して、修繕していきなきゃいけないんですけども同時に統廃合どんどん進んでいくんですね。そうすると、必要な施設であっても行政の効率化とかの観点でなくなっていく可能性も高いですから。例えば、横浜市が市民生活や地域経済の影響等の視点から、市長が必要と判断した事業。市長が判断するということで、事業費の規模だけではなくて、市民生活とかあるいは地域経済とか、この文言がいいかどうかは別ですけども、そういったつくば市にとって、影響がどの程度あるかということを中心に市長が判断する事業については、大規模事業というような読み方ができるような内容に一部つけ加える必要があるんじゃないかというふうに思います。

委員 今の点と関連するんですが、今の枠組みですと、大規模事業として指定されたもので評価するという、その中から除外した、されるものは除いて評価するという事になっているんですけども、今おっしゃられたように、大規模事業に指定はされないが評価がすべき事業というものがあるような気がするんですが、つくば市は、大規模事業評価制度実施要領以外に事業評価実施要領というものはお持ちなんでしょうか。

事務局 通常の事務事業ぐらいしか。

委員 ではなくて。ないですね。多分私は、二股に分けて大規模で事業評価する、しない。それから大規模事業じゃないけれども事業評価したほうがいいというような構図も今回無理でも将来的にはぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

事前評価って結構評価の世界では、一番重要なのは、やはり費用対効果と言われているんですね。その部分は、必ずしも大規模であるかどうかというのは、余り大きな点ではないと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

委員 今の点は、大規模事業の（3）の定義のところをある程度費用広めにとることでカバーできるのかなという気もしますよね。大規模事業という言葉が何かしっくりこないですね。小さいけど大規模事業になっちゃう。

委員 このガイドラインで具体的に何が変わろうかと言ったときに、従来の制度とプラスアルファ大規模に指定されただけのことですか。何が具体的に変わることを想定しているんですかね。何もかわらないんだったら、つくる必要はない。

委員 いや、今、つくばは、ほとんど事業で事前評価はやってないんじゃないんですか。現実ないんで。

委員 事前評価がほかの事業も全部ないんですか

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

委員 それは大問題。大規模事業以前の問題じゃないですか。

委員 いや、それは理由があって、ちゃんとした事前評価やろうとするとすごい、先ほどメリット、デメリットとおっしゃいましたが、めっちゃくちゃ時間と金がかかるんです、ちゃんとやろうと思えば。

委員 だから、それは、さっきの市民参加のことに戻ってしまいますけれども、市民参加ということと効率性ということが矛盾しないという前提でさっきずっと話していたんですよ。それと全く矛盾するという話になっちゃう。

委員 いや、市民参加という専門家を入れて、ちゃんと費用対効果をやるだけでも非常に時間と金がかかる。

委員 アセスメントするにしてもすごく時間がかかります。しかし、アセスメント入って、もう進んでいた段階では、もうこれは事業の実施の段階に入ってしまったとすると、市民参加の余地はないんですよ。後でそこはおかしいじゃないかなということではできたとしても、もう実施段階に入っていますということだと、最終的にそれをとめるというのは、住民投票しかないというような結論にまた同じことになってしまう可能性ありますよね。どの段階でそれをもちろん議会に通すということはあるけれども、議会に通す、通さないというのは、かなり先の段階ですからね。もうそこにかかるしかないといえば、議会に頑張ってもらえないんですけれども。

事務局 先ほどもちょっとご説明したんですけれども、いつやるんですかというようなその辺は今、内部でそこまで整理仕切れてないんですが、実際予算計上とかの場合に、予算計上するっていうのは、議会というフィルターは通るんですが、その前、議会に予算を計上する前にこういう事業構想をする際には、評価、事業を進めていくのかというところの評価というのを事前にして、それから予算計上をそれで評価して、事業としてやっていってもいいんじゃないか。その辺では、民意をきちんと把握して、専門家の意見を聞いて、つくば市として事業を実施していいんじゃないかという評価を得てから初めて予算計上をしていく。そこまでは、まだ全然事業に対して着手はしていない段階での評価というのを。

委員 それを大規模という定義をつけて、それでできるようにしていこうとい

う大きな目的があるわけですね。

事務局 今まではそういったのがなく、事前にお知らせはしていたりしていましたが、予算を要求して、それで構想、計画そういった段階では、皆さんにパブリックコメントなりで意見を聞いたり、そのほか大きなものとワークショップとか住民説明会をやったものもございますが、そういった事前の段階でそういった評価を入れていこうというのが今回の考えであります。

委員 総合運動公園の問題で、市民の立場からいうと何が悔しいって、立派な基本構想という書類ができる前に、こういう考え方がありますが、どうですかというふうに振ってもらえなかった、そこがすごく無駄だったと思うんです。基本構想をつくるのは国のお金から出たんだという話で、だから市はお金を出してないからいいんだという言い方もあるのかもわからないけれども、国のお金も税金なんです。だから、そこまでいうと、税金を使う前に、実際使う立場の市民に聞いてほしいって。もうそれ、今回の市民参加も極論すればそれに尽きるんです。だからこそ、理解共有段階というのがついたわけだし、大規模事業になれば、当然コンサルはどこかの段階で入ってくるわけですが、その税金を使う前にまず市民の意見を聞いてくださいって。もちろん漠然とは聞けないから、もしこれくらいを作るとこれくらいのお金がかかりますとか、後は、市民の側からも、もし逆にこういう政策をしたら一体幾らかかるんですかという質問も出てくると思うんですけれども。そのこのところを最大のポイントだと私は感じています。そのボタンをかけたために、何億というお金をつくば市は無駄にした。それは、本当に悔しいことなので、私は、それをどういうふうに専門用語で置きかえたらいいかわからないけれども、そこをしっかりと抑えてやってほしいと。

委員 全く同じようなことなんですけれども、費用対効果ということで、費用の概算を出して、事前に事業評価をしますということで、私の頭に浮かんだのは、東京オリンピックなんです。6,000億で立候補したわけじゃないですか。実際問題2兆、3兆じゃないですか。そういうことが起こっちゃわないかなというの私も物すごく不安なので、そういうことが起こったときには、きっちり誰かに責任とってもらおうという形でやってもらわなければならないんですけれども。総合運動公園に関しても、これが300億じゃなければ、30億であったなら、もしかしたら通っていたかもしれないですね。というふうなことを考えたら、そこで費用に関しては、結構すごく勉強して提出しないと、事前評価の後に大騒ぎになっちゃうかなという不安があります。

委員 総合運動公園は305億と言っていますけれども、もし仮に通ったら絶対305億ではできなかったと思うんですよね。それは、社会情勢を見たら、明らかに、それが反対運動の一つの理由にもなったんですけれども。費用というのは、実は、すごく客観的に何か固定したものがあるように思っちゃうけ

れども、フレキシブルにいろいろな状況で将来に向かって変えていくものだという感覚、それは、庶民が持っていると思います。そんな億の単位のお金はわからないけれども、日々の生活でやりくりというのは、そういう感覚でやっているわけで、そこがちょっと税金を扱う方とは感覚違うなというのは、思うわけです。

座長 そういう意味で言えば、総合運動公園検証委員会報告書の中で、一般的な取り組みとして学ぶとすれば、民意の把握という、どのような言い方をするかわからないけれども、民意の動向だとか市民の意見を聞いて、やらなきゃいけないのか。それから、一番最後に、事業からの撤退の検討の余地を残すこととかというようなことにかかわると思うんです。ですから、それは、その後の要領のほうで盛り込まれれば十分だと。そうすれば少しは変わってくる。

ただ、さっき他の委員さんが心配しておられたのは、これを厳格にすることにより、スピーディーな行政運営ができなくなるというのはどうするんだという問題も残ってはいる。そういう結果論を検討してほしいと思いますけれども。

僕は、これ、委員会の報告書で得た限りでは、かなりきちっとまとめているなと思いますので、これだけでもまず七つの提案がきちんと実行されるだけでも、随分大規模事業のあり方が変わってくるのではないかと思います。

じゃあ、これはこれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 ほかにご意見とかありましたら。あと少し時間がございますけれども。

委員 座長。

座長 どうぞ。

委員 一般論なんですけれども、1回目のときからずっと気になっているんですけれども、行政は当然評価しなきゃいけないし、そのときに効率というふうに考えると思うんです。それは、わかってきたんですけれども、そのときに大勢の人の満足を得るということ、ここは、やはり大事なポイントの一つとして、きっと常に考えておられると思うんですが、例えば障害者というのは、数としては少ないわけですよ。失業者もそうなんですけど、でも、資本主義社会の中では、失業率3%というのが完全雇用と呼ばれるように3%の失業というのは、制度上見込まれているわけですよ。だから、その3%が少数だということで、多数の意見を多からというその感覚だけで評価していってしまうと、誰が3%に該当するかというのがわからない。特に最近は、昔と違って、本当に誰が失業するかわからないようなところが出てきていると思うのですが。

要するに言いたいのは、数だけじゃないですよという。私の夫は生物学

者で、特に人間が受精卵から実際に生まれてくるまでの間にどれだけの発達をするかというところが、自分の人生の興味の始まりだったんです。言うは門前の小僧でいろいろ言われるんですが、要するに、やはり一定数の人間がいたら、障害者を先天的なという前提つきですが、先天的な障害者が出てくる。それを人間の社会として、当然受けとめなければいけないことだと。だから、障害者が数が少なくても、みんなが利害的に当然出てくる障害者をサポートするというのは、社会全体の利益だというそういう考え方、それはすごく必要だと思います。

座長 はい。と思いますよ。

委員 それは、行政ではそういうふうになかなか言えない雰囲気が今まであったのかもしれないですけども、これからはやはりそこを一つ考えてほしいなと思います。

座長 そのほかに何かご意見ございますか。

それでは、事務局のほうは何か。さっきスケジュールのこと。

事務局 2時間を超えてしまう時間で、長い時間ありがとうございました。

次回、第4回の開催予定日のお知らせとなりますが、次回、既にお示ししている10月24日火曜日の13時30分より、場所はまた市役所2階、こちらの防災会議室での開催となります。事前にご調整させていただき、委員の皆様により多くご出席いただける日時ということで設定させていただいております。ご予約合わない委員の皆様には、大変申しわけございませんが、メールでお送りした資料に対してご意見等あれば、事前にいただければ、懇談会でもお示しさせていただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

あと、冒頭お話しさせていただいたように、11月にも第5回ということで開催を予定することにいたしますので、こちらについては、改めてメールのほうで日程調整を確認させていただきますので、ご連絡いただければ幸いです。以上となります。

座長 それでは、本日予定しておりました案件が全て終了いたしましたので、事務局のほうにおかれましては、本日の意見の集約作業について、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

平成29年度第3回つくば市行政経営懇談会

日時：平成29年9月28日(木)13時30分から

会場：筑波銀行つくば副都心支店セミナールーム

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) (仮称) 市民参加推進に関する指針について

(2) (仮称) 大規模事業の実施に関する方針について

3 その他

4 閉 会

(配付資料)

資料1 (仮称) 市民参加推進に関する指針の考え方について

資料2 (仮称) 市民参加推進に関する指針 素案

資料3 総合運動公園事業検証結果報告書と大規模事業の実施に関する方針との関係

資料4 (仮称) 大規模事業実施に関する方針 素案

参考資料1 第2回つくば市行政経営懇談会会議録

参考資料2 職員アンケート「市民参加に関する意識調査」集計結果

参考資料3 つくば市における計画等の策定状況等に関する一覧

参考資料4 大規模事業評価制度の導入自治体一覧

（仮称）市民参加推進に関する指針の考え方について
～第2回までの御意見等より～

○指針策定の意義（必要性）

行政として、

- ・市民ニーズの多様化、複雑化への対応
- ・市民の満足度（納得度）を高めるため、市民ニーズに即した市政運営
- ・市民が市民ニーズを意思表示する手段としての市民参加を推進
- ・市民参加の推進により、行政の効率化、能率化を促進
- ・効果的な市民参加を推進するためのルールづくり
（市民参加の考え方、市民参加の取組評価など）

○市民・市民参加の考え方

・市民とは：

市内に在住している個人を中心として、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市民が自発的に構成する団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディアなど）や企業・事業所
※上記の市民に当てはまらない個人や法人については、事業の性質等に応じて設定されるものであるが、積極的に参加できるようにすることを別途記載する。

・市民参加とは：

市民参加には、①市政への参加（市政参加）と、②公益的な目的で自主的、自立的に取り組むまちづくり活動（身近なまちづくりへの参加）といった二つの側面があるが、本指針のもと推進する市民参加は「①市政への参加」とする。

○つくば市における市民参加の現状と課題

- ・色々な手法を用いて、事業の進捗に合わせた市民参加を実施しているが、それらが効果的であったか、適切であったか検証してこなかった。
- ・「企画・立案、計画段階のもう一つ前、そもそも何を計画するかというところで、市民の意見を聞くというのも必要」「原案ができている状態で市民参加が行われているのがほとんど」「市民の意見が十分に生かされている感じを得られたことがない」など本懇談会でも御意見をいただいているとおり、市民の納得度はあまり高くない可能性があることが窺える。
- ・行政と市民との意識に乖離が存在していることは問題である。

○指針のポイント

(1)「企画・立案，計画」段階よりも前の段階を明示

事業の段階として，これまでは「企画・立案，計画」「実行」「評価・検証」といった三つの段階で考えられることがほとんどであった。しかし，事業を計画，企画立案する前の段階として，課題抽出やニーズ把握といった日常的に情報や意見等を行政と市民とで共有すべき段階がある。この段階を「理解，共有」とし，本指針で明示する。

(2) 情報の提供，共有

市民が日常的に行政の情報に触れられるよう，行政が積極的に情報提供を行うとともに，市民ニーズを把握できるよう地区相談業務の充実などを図る。

(3) 市民参加の取組の評価，公表

市民参加がアリバイづくりとならないよう，また丁寧なフィードバックも含め市民意見に適切に対応していくよう，毎年度実施する市民参加の取組を評価，公表していく。

(仮称) 市民参加推進に関する指針 素案

※「―」で箇条書きした部分が、今回見直しや追記をした部分。
また、各項目の冒頭などに括弧書きで記載している文言は、
当該項目で記載する方向性として前回までに示したもの。

1 策定の目的

- ― 近年、少子高齢化やエネルギー・環境問題など、世界はこれまでに経験の無い課題に直面するとともに、人々の生活スタイルや価値観は多様化・複雑化し、画一的ではない社会へと動き出している。
- ― こうした中、市民の満足度、幸福度を高めるため、行政だけでなく、市民、NPO、企業などが公共的な財・サービスを提供していく取組が進められている。
- ― つくば市は、つくばエクスプレスの開通に伴う沿線開発などにより、人口が増加しており、市民の立場や考え方は一層多様化し、また、抱える課題も山積してきている。よりよいまちづくりを推進していくために、行政と市民や企業、NPOなどが、まちづくりの役割を分担し協働していく枠組みとして「市民協働ガイドライン」を平成 21 年に策定し、取組も進められている。
- ― 一方で、行政が行う取組（市政）においても、できる限り多くの市民に満足、納得してもらえるよう取組を進めていくことは当然のことであり、そのためにも市民のニーズを的確に捉えながら進めることが重要である。
- ― 市民ニーズの把握のためには、市政の透明化を図ることや、市民と対話できる環境を整えることなど、市政に市民を巻き込んでいく「市民参加」が有効である。
- ― 市民参加は、市民が市民ニーズを意思表示する手法であり、市政と市民ニーズとの乖離を解消させ、その結果、市政の効率化、能率化をもたらすものとして、重要な取組と考えられる。
- ― しかし、これまでも市政における様々な事業で市民参加は実施されてきているものの、それらが効果的であったか、市民の意見等に適切な対応ができているかなど、十分な検証がなされていないのが実態であり、またこのことについて、行政と市民とのとらえ方が異なっていることも考えられる。
- ― 今後、限られた資源の中で、行政として効率的、能率的に、市民ニーズにより即した市政を進めていくためにも、今一度、市民参加について整理していくことが必要である。
- ― そこで、本指針では、市民参加に対する考え方などを整理し、効果的な市民参加を推進していくために、各取組の評価まで含めた基本的な方向性を示す。

2 市民参加とは

① 市民とは

- － 市内に在住している個人を中心として、市内に在勤、在学する個人のほか、行政以外の市民が自発的に構成する団体、組織（区会・自治会・町内会、地域活動団体、NPO・ボランティア団体、社会団体・公益団体・研究機関・メディアなど）や企業・事業所のこととする。

② 市民参加とは

- ・ 市民参加には、①市民が市政に参加すること、②市民が社会や地域などに公益的な目的で自らの意思に関わること、の二つの側面がある。
- ・ 本指針では、市民参加を「①市民が市政に参加すること」として考える。
- － 市民は、市政に参加し、意思表示することができ、また、市に対して、市民参加の機会の提供を求めることができる。

3 市民参加推進のための基本的な考え方

① 市民参加を実施する段階

（市民参加の4段階「理解、共有」「企画・立案、計画」「実行」「評価・検証」）

（市民参加の段階に応じて、効果的な市民参加手法の選択がなされるべき）

- － 行政は、市政を進める上で、どのようなときでも市民が参加できる環境づくりを努めていくこととする。
- － 市政の過程というと、「企画・立案（計画）」し、それらを「実行」し、そして「評価・検証」を行い、また「企画」していく。このようなサイクルとして、市政を各段階に分けて進められることが多い。
- － しかし、適切に課題やニーズを把握するためには、行政と市民とが情報を「共有」し、互いに「理解」を深めておくことが必要であり、それらは日常的に行われていることが求められ、「企画・立案」する段階の前の段階として位置づけることができる。
- － こうしたことから、本指針では「理解、共有」段階を入れた4段階で市政をとらえ、行政として、それぞれの市民参加の段階に応じて、市民参加が効果的なものとなるよう、様々な市民参加手法を組み合わせることも含めて検討し、選択、実施していくこととする。

② 適切な情報提供、共有

（行政の取組み、各種事業の審議過程や市政の課題等の情報提供、共有（行政の情報は市民のもの））

- － 市民に、市政に関心を持ってもらい、市民参加をより効果的に行っていくためにも行政からの情報提供は欠かせないことである。
- － 行政は、市の状況や統計等の基本情報だけでなく、どのようなことがどのように検討され、何が論点となっているかなどの政策に関わる情報を積極的に提供し、共有していく。

(広聴業務の充実（声なき声を吸い上げる仕組み、地区相談業務の充実）)

- － 情報は行政から市民に対する一方的なものではない。市民から行政に向けた要望、意見等も情報であり、それらをきちんと行政と市民との間では共有されるべきである。
- － 市民参加手法により得られる声はもちろん、そうした手法のみでは得られない市民の意見があるのが現実である。そのため、市民参加の取組に参加できない市民の意見の把握に努めることも重要なことである。
- － 行政は、適切に市民ニーズを把握するため、市内のそれぞれの地区における対話機能を高め、より多くの意見等を把握できるよう、地区相談業務の充実などの取組を一層推進していく。

③ 気軽に参加できるきっかけづくり

(幅広く市民に参加を促すために、参加意欲を高める工夫や仕掛けを実施)

- － より多くの意見を市政に反映させるためには、普段、市政への参加が少ない方々の参加を促す取組が不可欠である。
- － 行政は、多くの市民が興味関心を持ちやすいテーマ設定や無作為に抽出した市民への参加の呼びかけやより多くの周知方法を用いるなど、参加を促すような仕掛けを行っていく。

④ 適切な参加対象の設定

(事業の内容や範囲、性格などに応じ、適切な市民が参加できる手法の選択)

- － 市民参加の効果を最大限発揮させるため、事業の内容や性質などに応じて、対象とする市民を検討し、設定していく。
- － また、市民目線での意見をいただきたいのか、審議に関わっていただきたいのかなど、参加いただく市民に求める度合いも事業の内容や性格などに応じて異なってくることから、参加いただく市民に求めることも明確にしていく。
- － 本指針では「市民」を先述のように定義しているが、市政への市民参加を進める上では、市外に拠点があるもののつくば市内で事業を行っている事業者やふるさと納税をしている人、これまでつくば市に住んだことがある人など、市政をよりよくしていくために、市民以外であっても積極的に参加できるようにすることも検

討の一つとする。

⑤ 参加しやすい環境づくり

(時間や場所等の物理的な問題で参加できなくなるような環境づくり)

- ー 行政は、市民参加にそぐわない性質の事業もあるが、日常業務の中で、市民の意見を聞く機会があるか、どうすれば市民の意見を業務に反映させることができるかなど、市民参加をしやすい環境づくりを考えていく。
- ー また、参加をより一層促すためにも、参加を希望する市民などがより参加しやすい環境を整えられるよう、参加する上で大きな制約となり得る「時間」や「場所」などを十分に考慮し、市民参加を実施していく。

⑥ 積極的な市民意見の反映

(単なる巻き込みの回避)

- ー 結論ありきの市民参加は単なるアリバイづくりとなることを十分理解し、市民意見や結論を想定することはあっても、全く意見を反映できない状況での市民参加はあってはならない。

(柔軟な発想で、できる限り市民の意見を反映できるよう検討)

(すべての意見の反映は不可能)

(丁寧なフィードバック)

- ー 行政は、市民意見を尊重し、前例にとらわれることなく柔軟な発想で、市民意見に向き合うことに努める。
- ー 行政は、多様な意見をもとに、市政の制度や事業の質の向上、また市民全体にとっての利益を考え、いかに市政運営の効率性を確保するか、分野横断的な視点を持って考えていく。
- ー 行政は、市民参加でいただいた意見がすべてではなく、いただいた意見を十分検討し、偏った政策とならないよう市全体として考えていく。
- ー 必ずしも市民の意見は一つではなく、すべての意見を反映させることは不可能であるものの、反映できない意見等については、なぜ反映できないかなど、行政は市民に対して丁寧にフィードバックを行っていく。

4 市民参加の実施手法

(事業の目的や実施段階において、有効な市民参加手法を選択できるよう、主な市民参加の手法として例示)

(例) ①審議会等、②シンポジウム・フォーラム、③ワークショップ、

- ④タウンミーティング（対話集会）、⑤出前講座、⑥公聴会・住民説明会、
- ⑦ヒアリング、⑧モニター調査、⑨パブリックコメント手続、
- ⑩アンケート調査、⑪意見・作文・イラスト・アイディア等の募集
- ⑫市民討議会（無作為抽出） ⑬アイデアソン など

※例示の並べ方については要検討

- － 市民参加の実施にあたっては、さまざまな市民参加の手法から、目的に応じた有効な手法を選択することが重要である。
- － 多くの市民意見を伺うためには、一つの手法だけでなく、いくつかの手法を組み合わせることも必要である。
- － 本指針では、いくつかの市民参加手法を概要とともに示す。
- － ①審議会等

審議会等とは次に掲げるものをいう。

- ・地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき附属機関として設置される審議会、審査会等
- ・要綱等に基づき設置される協議会、懇談会等

委員の選任する場合は、当該審議会等の機能が十分に発揮されるよう、審議会等の設置目的を踏まえ、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を選任することが重要です。また、広く市民の意見を反映させるためには、一人でも多くの市民が参加できる機会をつくることが重要である。

審議会等での市民委員の公募など基本的な事項については、別途要領を策定し、適切な運用を図っていく。

- － ②シンポジウム・ワークショップ
- ・・・

5 取組状況の公表

（各年度の取組状況の公表）

（市民参加による市民意見の反映とその結果公表）

- － 多くの市民が参加しやすくなるよう、毎年度市民参加の実施予定及び実施結果を取りまとめ、公表する。

公表内容：対象事項の名称及び内容、参加の手法及び実施時期、意見の反映状況等

公表方法：広報紙、ホームページ等

(各取組における評価及びその結果公表)

- － 上記公表内容に加え、それぞれの参加手法が効果的に実施されたかをつくば市行政経営懇談会にて評価し、その結果を公表する。

6 指針の検証

(職員アンケートや市民意識調査の結果を指標に)

- － 市民参加の取組を可視化するため、職員アンケートや2年に1度実施している市民意識調査の結果を指標とする。

(数年ごと指針における取組の状況を検証)

(条例化も視野に検証を進める)

- － 5年を超えない期間ごとに指針における取組の状況を検証していく。なお、検証にあたっては、条例化も視野に入れることとする。

以 上

検証結果報告書における提言

- 1 大規模事業については民意の把握を適切に行い、市民の直接的な要請に基づくものではない事業については市民への説明を十分に行うこと
- 2 事業計画、基礎的検討の段階での議会への報告の在り方
- 3 財源、市の財源負担の程度について確実な財源と「見通し」を区別して説明すること
- 4 大規模な土地取得等における対象選定のルール整備、プロセスの透明化
- 5 土地取得等の契約の相手方との交渉経緯についての情報開示、説明の在り方
- 6 大規模な土地取得における適正な価格算定のための鑑定評価のルール化
- 7 事業計画や用地取得の段階において、「事業からの撤退」の検討の余地を残すこと

(仮称)大規模事業の実施に関する方針(構成案)

- 1 背景及び目的
 - (1) 背景
 - (2) 目的（必要性）
- 2 大規模事業とは
- 3 大規模事業の実施にあたっての基本的な考え方
 - (1) 積極的な情報提供、民意の適切な把握
 - (2) 事業計画の客観性確保



○大規模事業評価制度実施要領（構成案）

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 評価の対象
- 第4条 評価の時期
- 第5条 評価調書の作成
- 第6条 評価の視点
- 第7条 内部評価の実施
- 第8条 外部評価の実施
- 第9条 評価結果の公表
- 第10条 市民からの意見聴取
- 第11条 対応方針の決定及び公表

（仮称）大規模事業の実施に関する方針 素案

1 背景及び目的

（１）背景

- ・つくば市の誕生以降、つくば駅前再整備などの都市基盤の整備やふれあいプラザ、市役所本庁舎、消防庁舎、小中一貫校の建設など、様々な大規模プロジェクトが進められてきた。
- ・平成 25 年 5 月、「つくば市総合運動公園事業」の検討を開始し、平成 26 年 3 月、「（仮称）つくば市総合運動公園基本構想」を策定した。同年 3 月、総合運動公園用地として「高エネルギー加速器研究機構南側未利用地」を約 66 億円で取得した。
- ・平成 27 年 2 月、「（仮称）つくば市総合運動公園基本計画」を策定し進めようとしたが、総合運動公園の総事業費が 305 億円と市の財政上の負担が大きすぎることなどの理由から、平成 27 年 8 月 2 日、「（仮称）つくば市総合運動公園基本計画及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票」が実施された。その結果、投票数の約 80%が反対であったことから、同年 9 月 2 日に総合運動公園事業を白紙撤回とした。
- ・平成 29 年 1 月、総合運動公園事業の調査・検証を行うため、総合運動公園事業検証委員会を設置し、同年 4 月に総合運動公園事業検証委員会から検証結果報告書が提出され、今後の市政運営への 7 項目の提言がされた。今後、これらの提言を、市が行う大規模事業の進め方に関する教訓として活用すべきとされた。

（２）目的（必要性）

- ・大規模事業は、市民の関心も高い上、市の財政に与える影響が大きく、特に、大規模な土地の購入やインフラ整備、建築物の整備などは、一度実施されると途中段階での方向転換が困難という特徴がある。
- ・行政経営をより効率的、効果的に取り組むためには、様々な実施手法の検討が必要であるが、特に大規模事業の実施に当たっては、将来の市民生活への

影響が大きいため、事業の必要性、妥当性等について、市民や専門家などの意見を聴いた上で、慎重に事業の対応方針を決定する必要がある。

- ・さらに、この対応方針決定までの一連の過程を公表し、意思形成過程の透明化を図り、市民への説明責任を果たすことが重要である。
- ・大規模事業の実施に当たっては、本方針に基づき、全庁的に取り組んでいくこととする。

2 大規模事業とは

(1) つくば市が事業主体となって実施する事業で全体事業費（用地取得を含む）が〇〇億円以上の次に掲げる事業

- ・公共建築物の建設事業
- ・道路、公園、土地区画整理、上下水道等のインフラ施設の整備事業

(2) 上記以外の継続して実施する事業で5年間の事業費が〇〇億円以上の事業

(3) その他、市長が必要と認める事業

3 大規模事業の実施にあたっての基本的な考え方

(1) 積極的な情報提供、民意の適切な把握

- ・市民ニーズに即した事業を行うためには、市民とのコミュニケーションを図るための環境づくりが重要であり次の点に留意して取り組む
 - 事業の進め方、計画の検討内容等の積極的な情報提供
 - 市民からの意見・要望を適切に把握する機会と期間の確保
 - 市民からの意見・要望に対する真摯な対応（意見や要望に対する対応の可否とその理由の説明）
- ・市民や議会に対して計画等の検討段階から積極的に情報提供を行うとともに、市民の計画に対する意見等の適切な把握や理解の促進を図り、把握した意見等を計画に反映していくことが重要である。
 - 特に、事業の財源、市の負担の程度については、将来にわたる財政負担になることから特定目的基金などの確実に充てられる財源と補助金や起債などの「見通し」として充てられる可能性のある財源を区別するとともに、費用対効果などから事業実施の妥当性などを明らかにし、

適宜，適切な説明を行う。

（２）事業計画の客観性の確保（事業評価）

- ・大規模事業の実施にあたり市民の理解を得るためには，事業計画の客観性を高め，事業内容が市民ニーズに即したものとしていくことが重要である。
- ・大規模事業の果たす役割（目的）を踏まえ，事業による様々な効果・影響等について整理し，必要性及び妥当性について論理的・客観的に評価する。※
 - 市が実施する事業の必要性，整備手法，コストの適切性及び事業の採算性，景観との調和等の視点で評価
 - 用地取得を伴う場合は，用地の選定過程の客観性や妥当性を評価
 - 土地の鑑定評価については，合理的かつ現実的な判断に基づいて行われているかなどを評価
- ・評価結果を踏まえ，最終的な市の対応方針（事業実施の可否等）を決定
- ・評価を行った後に，事業計画の大幅な変更（事業費の増額・工期の延長等）などが生じた場合には再評価を実施
 - 事業の途中であっても「事業からの撤退」も視野に判断

※ ただし，次に掲げる事業は評価制度の対象から除く

- ・災害復旧事業等，緊急を要する事業
- ・既に法定計画（都市計画決定等）によって決定されている事業
- ・公共（既存）施設等の維持・修繕事業，耐震改修事業
- ・法令等により事業の実施が義務付けられている事業
- ・国や他の自治体等と一体となって効果を発揮する事業又は共同で実施する事業

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		平成29年度第 2 回つくば市行政経営懇談会		
開催日時		平成29年 7 月24日 開会13：30 閉会15：40		
開催場所		つくば市役所 2 階 防災会議室 3		
事務局（担当課）		企画経営課		
出席者	委員	石塚 敏之，上田 孝典，江藤 睦，垣花 京子，小玉 喜三郎，小濱 裕正，中村 紀一，古久保 みどり，堀 賢介，柳瀬 敬		
	その他			
	事務局	神部政策イノベーション部長，飯村政策イノベーション部次長，片野企画経営課長，大越企画経営課長補佐，会田係長，内田主任，大友主任，和田主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	2 人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 第 1 回懇談会における御意見等について (2) 指針の骨子案について		
会議録署名人			確定年月日	平成 年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 議事 3 その他 4 閉会			

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第 2 回行政経営懇談会を開会いたします。

様式第 1 号

なお、本日、根本委員、溝上委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。

それでは、早速ですが、議事のほうに入りたいと思います。進行は中村座長にお願いしたいと思います。

中村座長、よろしくお願いします。

座長 本日は、お暑い中、出席いただきまして、どうもありがとうございます。た。

本日の予定を申し上げます。議事次第にもありますように、議事は二つありまして、第 1 回懇談会におけるご意見等について、2 番目に指針の骨子案についてということであります。

第 1 回の懇談会における御意見等についてというのは、資料 1 にまとめられているわけですがけれども、また、もしもこれを確認すると同時に、どうしても入れてもらいたいような意見があれば、また説明を聞いた後に聞かせていただくことにいたしたいと思います。

それから、それをもとに指針の骨子案について、私もちょっと加わって、勉強会みたいな形でまとめたものが資料 3 にありますので、これについて議論することになります。

本日の会議ですけれども、15 時 30 分ぐらいを終了予定として進めていきたいと思いますので、皆さんの御協力をいただければと思います。

また、会議の公開、非公開については、既に第 1 回資料、及び会議録公開されておりますし、本日も原則公開ということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 次に、本日の配付資料について確認をしたいと思います。

事務局のほうからお願いしたいと思います。

事務局 それでは、お配りしてあります配付資料の確認をさせていただきます。

様式第 1 号

【資料確認】

座長 ありがとうございます。皆さん、資料全部ございますね。

それでは議事に入ります。

会議に先立って、委員の皆様には事前に資料をお送りされておりますから、内容をご覧いただいているとは思いますが、私はパソコンを見るのは苦手だし、それから厚いので全部読み込めていないかもしれません。ということで、まず資料の説明を事務局のほうからお願いいたします。

事務局 （資料 1， 2， 3 に基づき説明）

- ・ 資料 1 第 1 回つくば市行政経営懇談会における御意見等
- ・ 資料 2 つくば市における市民参加一覧
- ・ 資料 3 （仮称）市民参加推進に関する指針 骨子案

座長 ありがとうございました。

ここからは委員の皆さんの意見をいただきたいと思いますので、第 1 回目は非常に拡散していろいろな話を、市民について、市民参加について議論したわけですが、少しずつまとめていく段階で議事を進めていきたいと思っております。

まず、市民の意見のまとめ、これについて、何か御質問や御意見ございますか。あるいは特にこれを足したほうがいいんじゃないかというようなところなんですが。

委員 ちょっと確認です。

市民とは何かというところで、市内に在住している個人を中心として、市内に在勤、在学する個人のほか、別に住民でなくてもいいということを意味しているわけね。

座長 そうですね。

委員 そうということですね。わかりました。

座長 よろしいですか。どうぞ。

様式第 1 号

委員 資料 1 の12番の審議会等への市民参加（市民公募委員）に関する規定により、取組が滞ることがないようにすべきとあるんですが、この取組というのはなんですか。

事務局 これは、イメージしているのは、実際に市民公募をやらなければいけないと、要は市民の方がすべからく審議会なり会議体に入っていなければいけないということで、公募を必ずやらなきゃいけないというような規定にしていると、なかなか集まらないとか、必ずその過程を踏まなければいけないというスケジュールが少し遅れてしまう可能性があるということが伝えたいところです。市民を広く捉えていることもございますので、区長さんが代表で入っていることもあれば、市民の代表としてどこかの団体が入っている、そういった場合も市民とみなしてやっていくなどの例外規定みたいなものを、ここに位置づけてもいいのではないかと、必ずしも公募で出てきた市民を入れなければいけないという整理にはしないほうが望ましいのではないかなということを記載しているところであります。

委員 わかりました。その審議会とか協議会、あるいは懇話会、懇談会、いろいろありますよね。中には専門的なこともあって、市民の公募という形の参加が適切かどうかというのはまた別の判断ということですよ。というふうに私は理解しているんですが。

それと、この取組が滞るという、取組というのが行政上のスケジュールとか、行政を進めていく上で取組が滞るということであると、ここの会議の本来的な目的でもあると思うんですが、行政を効率的に行おうとすれば、市民の意見を聞いていると間に合わないとか、それからいろいろな意見が出たときに取組ができないというふうにと取組を考えると、やっぱり市民参加というのが逆に滞るという原因にもなると思うんですよ。ですから、その辺、ちょっと二つのことが、取組が滞るという意味に入っているような気がするので、ちょっと分けて考えたほうがいいかなと思います。

様式第 1 号

座長 ここで議論が非常に伯仲してなかなか意見、議論もまとまらないで、それを行政側から見れば滞っているけれども、この中は充実しているということもあり得るわけです。だから、文章を少し変えたほうがいいかもしれませんね、取組が滞るという。今、聞いてみれば、市民公募を必ずしもやる必要がないものもあるしという、そういう全体はやらなきゃいけないと、まず基本的な取組ができなくなると言っているんだろうと思うんです。

これ文章、工夫してわかりやすく、おっしゃったようなことが生かされるようにしたいと思います。説明聞くとわかるんですよ。

事務局 市民参加によって滞るという意味ではございませんので、その辺、表現が少しわかりづらい部分があったと思いますので、修正したいと思います。

座長 そのほかに何か御意見。どうぞ。

委員 市民参加の状況一覧というのをいただいて、これ 1 番と、2 番から以下の市民参加の状況というか、役割みたいなものがすごく違うんじゃないかなというふうに思ったんですね。だから、実施段階という、実施、市民参加といったときに、1 番の市民参加の市民が参加するという役割と、2 番から 10 番の役割とはかなり違うんじゃないかなと思ったんです。

それから、資料 1 の市民とはというところで、すごく丁寧に説明を加えていただいたんだけど、結局、市の行政に携わる人以外が本当は市民なんじゃないかなと思ったので。市をよくしようとする住民、住民じゃなくてもいいんですけど、要するに今回の場合というのは、やはり市の行政側の人じゃない人が市民なんじゃないかなと思ったんです。こんなに丁寧に、書いたほうがわかりやすいのかもしれないですけども、いろいろ書くとかえってわかりにくくなる場合もあるかなというふうに思いました。

前回は、本当に何を議論しているのかがよくわからなくて、一生懸命今回勉強させていただいたんですけども、市民というのは、もともと行政側と市民という形になるんですよね、こういう場合の市民参加。だから、行政側

様式第 1 号

が何かしようとしたときに市民がいるんですよね。だから、余り丁寧に全部分けて書いてありますけれども、ここまでしなくても、ここにこういうときに市民とはと書くときに必要がないんじゃないかなというふうに思ったんですけれども。

入っていないのがあったりとかして、かえって。行政側の人は除くというふうに下に出ているので。

座長 まず 1 つ目の問題については、何かございますか。1 の審議会、参加実施状況一覧の 1 とそれ以外のところと少し性格が違うんじゃないかというところ。

委員 ちょっと脱線させてもいいですか。

座長 いいですよ、どうぞ。

委員 資料、簡単なものを作ってきたんです。

座長 今のと関連がありますか。

委員 全体的にです。全体的に認識をすり合わせしたい、前提条件の整理をしましたので、5 分以内で終わるようにします。

座長 それでは、それ皆さんよろしいですか。それでは。

委員 私の質問ともしかして関連されるかもしれないので、その前に私の個人的な。

実は先日、議事録等送られてきたときに、メールで、ちょっと意見という形でメモを出したんですけれども、それは別に委員会の当日言ったことではなくて、やっぱり何となくちょっとわからないよねというところがありまして、ちょっと違和感を感じるというようなメールを出したんです。

要は、この行政経営懇談会、私何年間かやっておりますもので、どちらかというと P D C A の中の C の部分ですね、チェックの部分、評価。つまり、行政が効率的に、本来の目的である市民、先ほどのサービスを受ける側の市民に対して、ちゃんと行われているかと。最終的には、結果的に、多少滞っ

でもサービスが満たされればいいわけですがけれども。先ほどの運動公園の話もそうですけれども、何かああいうことが起こらないようにするのが本来効率的な行政経営だとすると、途中のチェックをここで評価しているか、ここは外部委員会ですから、あくまでも外部意見として言っているかということできたものですから、ここで言っている指針というのが、本来、今日立派な報告書をもらっていますけれども、自治意識というか、市民の自治という基本的な指針が既にあるわけで、それが十分に行政の中に反映されているかどうかをチェックすると、どの程度反映されているかをチェックすると、例えば先ほどのスポーツ公園なんかの場合でも、どの段階でどの程度反映されたのかをチェックするという機能として、ここが存在していると思っていたものですから、今回作る指針というのは、評価の指針を作るんですかということちょっと質問したんですけれども、そうじゃなくて、そもそも市民参加の基本条項みたいなことをここで指針と言っているのだとすると、それはこの委員会ではなくて、もっと本当に市民の方々が集まって作らないとおかしいのではないかというような質問を、私の個人的な違和感かもしれないけれども、質問しました。

ということで、今日もこの指針について出てきますけれども、もしそうだとしたら、基本的に市民とはなんていう議論はここでは不要でして、もうそういうものが基本的にあるわけだから。

委員 自治基本条例、できていないです。

委員 だから、そうなんですね。だから、今日見て、こんな23年にこんな立派な条例ができていて、何でああいうことが起こっちゃうのかということ自体が。

委員 条例成立していないんです。

委員 だからこそ、ここで評価委員会で、条例がなぜできなかったんですかということがアドバイスすることは、この委員会の役割だけれども、ここで条

様式第 1 号

例あるいは何かをプランニングするのが、ここの委員会の役割じゃないんじゃないかなと思ったものですから、ちょっと違和感がありますねという質問を出したんですが、そのことともしかして、今これから全般的なご質問をされるということで、関連するかもしれないので、ちょっと私の意見だけ申し上げます。

座長 どうもありがとうございます。

その辺のところもまとめなきゃいけないという中で議論しなきゃいけないので、取り上げたいと思います。

それでは、お願いします。

委員 2種類の資料を配らせていただきました。A4横長とA4縦長です。横長の論点整理という観点で、今回、事務局が議事録を詳細にまとめていただいています。一般市民が見たときにあれだけのボリュームの議事録を読み込むのは、相当至難かなと。ストーリーも見えないということで、私としては会議の論点を整理して、どういうテーマでどういう議論をして、何が決まって何が次に持ち越されたというのが見えたほうがわかりやすいかなと。その上で、再度引っかけたら議事録を読むというふうなイメージで。このA4横長は、基本的に文字ベースですので、私が第1回の懇談会で感じたことをそのまま私見としてまとめています。文字ですから、読んでいただければ結構ですので、後でもしお時間がありましたら読んでいただいて、もし御意見等がありましたらお聞かせいただければということで、これは省略をいたします。

縦長のものは、私が今、見えている市民参加の前提になる景色みたいなものをちょっとまとめてみました。

まずページ1、論点整理の観点から、一番上というのは、1955年以降、つくば市が現在に至るまでの人口を基軸にしてイベントを絡めてきて、こんなふうにならなくて来たというイメージです。これは事実だと思います。

様式第 1 号

次に、1 ページ目の1963年の閣議了解から万博、合併、TX沿線の開発、開業開発、こういうふうな社会現象があって、今のつくば市が存在しているという認識をまとめてあります。

下の段、2 ページ目。ここはその裏づけとなった市の予算はどうなっているんだというのを決算ベースでまとめたもので、よく歳出の議論をされるんですが、私は歳出と同時に歳入の議論がとても大事で、ここに見えているのは、一般会計の決算額に対する一般財源、自治体が自由に使っていいよと言われているお金と、その中に占める税です。市税です。これが右肩上がりに伸びてきているということですね。この中で、民意がどのように反映されたかというふうなことも私の中では少しイメージとして膨らせたいなと思っています。

3 ページ目になります。これは先ほどちょっと意見あったかもしれませんが、既につくば市では、市民協働の概念が整理されていまして、中央の四角は①から⑤になっていまして、一番左側が市民主体の行動範囲ということで、一番右が行政の行動範囲、その間の三つが②、③、④と上の配分で位置づけになりますよと、こういう概念の整理が、つくば市は既に市民協働という中で整理をして、今現在、議論がされているということです。

下の4 ページ目、ステークホルダー、関係者はどういうことなんだろうという、それをまとめたものが4 ページ目の右側の丸の、輪っかに市民がいますけれども、それを囲むようにして関係者が並んでいるということで、これがつくば市の今の市民協働の考え方という理解を私はしております。

めくっていただいて、5 ページ目。これは平成25年に財団法人地方自治研究機構というところが全国の635団体を対象にアンケート調査をし、200ページに及ぶボリュームの報告書があったんですけれども、この中で、中央にある輪っか、長円形の左から住民活動領域と共同活動領域と行政活動領域。このレポートでは、右側の行政活動領域を調査対象にする。いわゆる市民活動

様式第 1 号

の領域と考えますよという提案をして、レポートが書かれています。我々も前回から今回にかけて、ここの部分の議論は、できたら共通の認識をどこかで持つことが、議論が収束に向かうかなということで、若干前回の議論でその絞り込みが私の中でできなかったもので、少し例示をいたしました。

それから、6 ページ目。その下は、つくば市を人口の増加要因、状態から見ております。これはいわゆる人口動態なんですけど、平成21年の落ち込みは統計的なマジックだと思います。これは実は落ち込んでおらずに、統計の視点が違うため、こういうあらわれ方をしていますが、ここでは右肩上がりで人口増加の中で編入増と出生者数、この増加要因が上回っている、あるいは際立っている。そして、死亡は出生を、転出は転入を下回っている。これが結果として人口増になっている、暗にそうした事実のみが表現できればいいと思っております。

次の7 ページ目。これは2015年の最近の国勢調査の結果なんですけど、前回と今回の国勢調査の中で、茨城県内44市町村の中で人口の増減を表したものです。つくば市が突出して1万2,000人を超えて増えているという事実が、一つここにあると。これは県内の43自治体に対して、大きく際立っているという認識を私は持っています。

次の8 ページ。これは平成28年中、1月から12月までの動態状況、人口の動きをポイントにしまして、縦軸には社会増減、横軸には自然増減、社会増減というのは編入転出の差、それから横軸の自然増減は出生死亡の差、つくば市は590人が自然増、社会増で2,782名、これも他の自治体と大きく異なっているということを表現したいということで追加しました。

次の9 ページです。ここは、平成26、27、28の3カ年の人口動態です。中央部分、赤い点線で囲んである部分が、左側から26年、27年、28年の転入の部分プラスです、転出はマイナスですので下に置きました。この結果、単年度で2万6,000人から2万8,000人近く、人口の1割を超える規模で、毎年

様式第 1 号

つくば市は市民が移動しています、変わっています。これは、市民参加を考えていく上で、一つ何か理解をする必要があるだろう。毎年 1 割以上の人間が、市民が変わっていく、変化をし続けるまちという意味でこの資料はつくっております。

それから、10 ページ目は、今は定住人口を見ましたけれども、下は交流人口ということで、昼夜間人口、昼間と夜の人口、流れ出し、流れ込み、TX 沿線開通したとき、ストロー現象で多くの人が都内へ行ってしまうかなということを想定して心配しましたけれども、結果としては流入もあると。勤務とか学校とか、そういうことでプラスになっている、いわゆる交流人口も増加している、ただトレンドは少し収縮しているかなという状況です。

次に、11 ページです。私が見ている市民参加の中の最も基本的なものは選挙だと思うんです。この選挙が、ここにあらわれているように、市長選、知事選、国の選挙は比例の衆議院だけ、それから 1 回だけですが住民投票。この率がつくば市の現状。我々が市民参加を一生懸命議論していく中で、実は 50% をちょっと超えるぐらいしか参加していない。それが選挙だからしないのかどうかという議論は置いておいたとしても、現実はこの状況になっていると。

さらに 12 ページ。これは前回事務局が、市民参加の例示団体として幾つか挙げていただきました。その団体の直近の首長選挙をポイントにしました。輪っかの大きさは有権者数、当日有権者数です。それに対して、投票率は中の数字です。これはつくば市とよそを比べると、意図は特段ございませんけれども、一応見てみるとこういう状況に置かれているのかなということです。

一応、私こういう観点でつくば市の現状を見た上で、これから皆さんと市民参加の話をしたいということで、よろしくお願いいたします。

座長 これあれですね、ページ数がこの 1 段。途中からだんだんだんだんと追いついていかないと思ひまして。

様式第 1 号

こういうところをベースに考えてということが出たわけですけども、これも一応念頭に置きながら議論を進めていきたいと思います。

委員 さっき委員のほうから、市民参加実施状況で、1 番の審議会と懇談会というのと 2 番以下が違うのではないかという御意見がありましたが、それについてちょっと考えたのは、市民はいろいろな機会に意見を言いたいわけですよ。あるいは意見を持っている方は意見を言ったり、聞いてほしいということがあったりするんですが、それにはいろいろな機会がありますよというのが 2 番以下だと思うんです。1 番は、行政のほうが市民に聞きたいというスタンスの違いではないかと思うんですね。そうしますと、言う側の問題ではなくて、聞く側の問題というふうに私は考えるんです。

委員 市民がですか、行政。

委員 いいえ、市民の言い方の問題ではなくて、行政のほうの聞き方の問題ではないかと思うんです。そうすると、市民は、いろいろな機会にいろいろな形で意見を述べていいわけです。パブリックコメントじゃないと行政について意見を言えないというのは、それは逆に制限していることなので、おかしくて、いろいろな形で意見を言いたいんだけど、その聞き方の問題なので、行政の側からの。なので、そうすると 2 番以下は、みんないろいろな形で市民の意見を聞きますよという、いろいろな形で言ってくださいという聞き方の問題のような気がします。

ですから、これずっといろいろな手法ありますけれども、市民の意見を聞くという面では大きな一くくりにしているんじゃないかと。

委員 1 番は役割として、もう少し行政がやることをチェックするという立場で意見を、もちろん意見を聞いてくださるんですけども、参加する側が自分の意見を言うだけじゃなくて、意見言うんですけども、市がやろうとしていることに対するチェックをしようという感じで参加していると思うんですね、この 1 番に対しては。

様式第 1 号

委員　そうですね。第三者機関というか、オンブズマン的な意味を含めて 1 番。

委員　2 番から 11 番は、それぞれ参加する人たちが、自分たちもすごい興味があって一緒に盛り立てていくための実行とか計画ではないかなというふうに思ったので、ちょっと違うんじゃないか。チェック、役割が違う、1 番から 2 番以下の市民参加という立場というか役割が違うんじゃないかなとは思っています。

委員　市民と行政との関係で、レファレンダムというのとイニシアチブという、二つの大きな方向性の違いがあるわけですね。イニシアチブというのは、市民が意見を言うという、レファレンダムというのは、行政のほうがこれでいいですか、どうでしょうかねという形で提案して、それについて意見を言う。その二つの方向性の違いだと思うんですね。だから、もうちょっと専門的になると、第三者委員とかオンブズマン的な役割も当然必要になってくるんじゃないかなと思います。その二つの方向性が見えているかどうかというか。

座長　この 1 から 11 までのこの分類は、どういう形で決められているわけ。

事務局　これで決めているというわけではなくて、他市の指針等で例示されているものを拾い上げてきたものでございますので。

座長　例えばほかでもこのような分類をするの。

事務局　このような記載で書かれているところもございますし、少し違う名前でも書かれているところもございます。

我々の今回、指針を作っていく上では、そういった段階が違うんじゃないかとか、市民の関わり度合いが違うんじゃないかとかいったところももちろん記載はないので、その部分は踏み込んでいきたいというところでございますし、もちろんこの 11 に限るつもりではなくて、新たな市民参加の手法として、こういうのをやっていけばよいというのがあれば、そういったところも例示していったら、今後、そういうことを組み合わせていけるように指針をまとめていきたいと考えています。

様式第 1 号

委員 資料 2 はよくできていると思います。一番左のカテゴリー分類にも特になかったんですが、もっと見やすくするのは、項目をマトリックスのようにして、PDCA、もう少しステップごとにどこに機能する役割ですって見せ方すると、とても私たち見てわかると思うんです。これ平面的になっちゃっているんで、例えば P 段階、D、C、A、もしくは複数でというふうに見せておくと、この住民参加の手法というのは、どこでどういう有効性が見えるかなという気はちょっとしました。

委員 参加状況一覧というのは、それぞれいろいろなチャンネルで市民が参加しているのは全然構わないことだと思うので、参加の形がさまざまであるということに関しては問題ないかと思うんですけれども、実施段階の計画立案であったり、企画立案・計画段階、確かにチャンネル的にはその段階でやっているであろう、計画が完全に固まる前にやっているであろうと思うんですが、大体どこへ行っても既に原案ができている状態で市民参加が行われて、いろいろな意見を述べるんですけれども、それに関して説明はされるんですが、それで大体納得することは余りなく、結果として余り検証されることなく、市民の意見が十分に生かされている感じを得られたことがないんですね、今まで。なので、これだけ見るとすごく立派にやっているなという感じがするんですけれども、後のほうのパブリックコメントの手続で、意見が変更されたものに関して修正箇所数とか出ているんですけれども、意見は 4,800 件出ている中 300 件しか直っていないとか、内容に関しては、これではわからないんですけれども、誤字であったり、そのものを訂正しただけで修正しましたよと言われているような気がして、何度もパブリックコメントを出した身としては思う部分があるんですね。なので、そういったところの不満感がないように指針をきちんとしておかないといけないかなと。要するにフィードバックが今のところ不十分なんじゃないかというふうな気がしています。

座長 論点というか、整理しますと、一つはかなり根本的な問題ですよ。要

様式第 1 号

するに、ここでは指針を出そうとしている場合に、あえて言えば行政の効率性とか、能率性という数量的なものよりも、効率とかそういうのを入れる基本的な指針として市民参加というのは重要だというような観点からじゃないと、説明しにくいというのがありますよね、行政経営懇談会。今までやってきた仕事との連続性でいうと。

委員 そうなんです。少なくとも今まではね。これから変わるというのなら変わるでももちろんいいんですが。そういう意味で。

座長 それが一つですね。ただ、行政経営懇談会はこれで行こうというふうに一応引き受けたものですから、そういう意味で言うと、能率の質的評価というのはおかしいけれども、この市民参加というのをきちっとやっていけば、全体として経営能率も上がっていくことになるんだよと。例えば三里塚なんかは今でも紛争が絶えないような中で行われている。そのきっかけになっているのは、やっぱり入口のところできちんと住民の意見を聞くということをやらなかったから、そういうのもあるわけで、そういう意味で言うと、かなり質的な、基本的な仕事をやっているということが一つあると思います。

もう一つ、やっぱりつくば市の現状を踏まえないと、市民参加の指針を出してもというのがあって、僕はつくば市の一つの特徴というのは、非常にほかの人口も含めて、ほかの都市というのは、大体今停滞していつているのに対して、まだダイナミックに動いているところだと思うんですけども、そういうものがどういうふうに盛り込めるかということ、この中になるんだろうと思うんですけども。とにかく、今出てきただけでは大変ですね。

委員 今、まとめていただいたとおりで十分だと思うんですね。少なくとも今までのこの委員会でも、最終的には市民サービスが本当に結果として効果的だったのかどうかを評価するということだったので、決して年度単位で予算がうまく使われているかどうかという話ではないんだよということを再三、毎回市民が参画しないとだめですというような形でやっていましたので、も

ちろん行政サービス、直接的だけじゃなくて、市民自身のいろいろな活動を補助するという、共助というんですか、自分たちがやることもサポートすることも行政の一部ですよということでやっていましたので、そういうことがちゃんと行われていますかというようなことも評価してきたんですが、要は、最終的な意味での市民サービスが本当に結果的に効果的であったかどうかということの評価したりというための、そのためには市民が参加することは前提であって、だけれども、それが、例えばパブリックコメント、今もおっしゃられましたけれども、パブリックコメント何通ありましたと、そういう話ではないんだよ、それが本当に反映されたのかどうかということ、あるいはパブリックコメントというのは大体反対意見が多いんだと、賛成意見のパブリックコメントが少ないんだと。それはもう評価できないんだということでは、パブリックコメントが本当の意味で機能したというふうにはならないわけですね。そういうことを本来はこういうところでチェックされていなければいけないものだったろうと思うんですが、そういう意味の、要するに参加あるいは反映を評価する指針をここで作ろうとしているのかということだと、基本的にはそのためには市民参加とは何かということから、基本から議論しないといけないかもしれませんが、最終的な仕上がりというのは市民参加の程度を評価する指針を作るんだということであるというなら理解できるんですが、そうなのかなということで、ちょっと前回よくわからなかったもので、もともと議論されてしまったので、せっかくここにも住民自治条例の原案みたいのがあるから、むしろそういうベースに議論に則って評価の指針を議論したのがいいのかなという感想を持ちました。基本的な考え方として。

座長 今、基本的な問題が二つほど出していただいたんですけれども、僕なども実際には協働ガイドラインがあると、途中までできているとはいえ自治基本条例があると。その上に市民参加という、どこのところに絞って、独自性

様式第 1 号

を出しながら指針をまとめるかというのは大変難しいんですよね、実際には。
委員 その辺のちょっと位置づけがよくわからなかった。基本条例，自治基本条例はまだ制定されていないということで，これは横に置くとして，そもそもつくば市の協働ガイドラインは存在して，今も生きているわけですよね。それと，新たにやっていく市民参加推進に関する指針というものの位置づけというか，関係性というのは，どう位置づければいいんでしょうか。

委員 ざっとそのガイドラインも斜め読みしているところであるんですけども，やはり，よりやや抽象論が多いかなという気はしているんですけども，根本的な問題としては市民がどう政治に関わっていくかということのをうたっていくものではあると。この指針がよりさらに進んで具体的にどういう場面にどういう関わりをするんだというようなところまで進むのであれば，位置づけは明確になるかなと思うんですが，現状だと，どちらかという大きなスタンスを指針で示していて，今いろいろあるつくば市のパブリックコメントの手続，これは要綱ですよね，恐らく。要綱であつたりとか，あとこれから作られるであろう大規模な施設をつくるときにどう考えるかというような指針，あとは審議会にどう市民参加させていくかというようなあたりをぶら下げていって，全体図を見るようにしていくことなのかなと思うんですが，ちょっとその協働ガイドラインがぼこっと宙に浮いちゃうような気もしていて，仮に今回，市民参加推進に関する指針をいわば一番上，上位概念というのではないと思うんですが，一つ横断的に市民の参加を考えるというものにとすると，ちょっとそこをどう整理されているのかはどうなんでしょう，私も理解したくてちょっと質問したかったんですけども。二つの関係性というんですかね。

座長 資料 1 ありますね，資料 1 の別紙のところで，市民ニーズの段階と充足主体というのがありますね。公・共・私の役割分担，そういうので，恐らく下の丸でなっているところは市民協働というか，行政との協働というより市

民相互が共同していく領域になるんだと思うんですね。上のほうの部分が行政と協働していく領域を僕の中では表しているのかなと。モードとして見ていくと、この中でもどちらかというと、公の領域、一番いい組み合わせは自分のことは自分でやり、近隣のことは近隣で解決し、行政は行政で解決していくと。だから井戸の水がある時代は井戸水で自分のうちで解決できたけれども、今は水道になれば、水道は本人では到底できないわけで、教育も整えばやっぱりこっちの上のほうがやっていくことになります。こういう形で、最も理想的には分けられればいいんだけど、なかなか分けにくいし、それから協働性、例えばコミュニティだとか地域共同体みたいなものが崩れてくれば、どうしても私的な不満も行政側に出てくると断れなくなる。理想は崩れて、こちらの側へ、上のほうにみんな行ってしまう、全部行政に任せてしまうということになれば、今度、高度行政管理国家とか、いわゆる行政国家と言われていることになるし。今度政府が全部そういうことをやめて、規制緩和で自由にやりなさいと言えば、全部、私的な自由は謳歌できるけれども、格差社会が出てくるとい、そういう風になってしまう。

一番理想的にはこの三つなんだけれども、この三つが截然と分かれているわけじゃなくて、丸いところ、もしも、あえて挙げれば、協働はどちらかというとこっちのコミュニティとが共同体に近い部分で、協働図といっても、例えば運動公園とか例示に書いてありましたけれども、スポーツセンターとか公民館、公民館はもうちょっと下ろしてもいいのかもしれませんが、そういう公がやらなければいけない仕事は公がやる、そこにどういうふうに住民が関わり合っていくかという、この辺のところなんだと思うんですね、スタンス。

もう一つ、それもわかりにくくなってくるのが、田村モデルなんですけれども、田村モデルをうまく使えば、資料の 5 ページですね。5 ページ、これがうまく使えば、ある程度の検証ができるんだらうと思うんですね。こ

様式第 1 号

のモデルは行政が仕掛け人になって作られているモデルです。つまり、横浜市の革新自治体のときに、その経験を踏まえて田村さんが作ったもので、最初は関心というので、とにかく関心を持ってもらう、市政に関心を持ってもらわなきゃ始まらないわけですから。そうすると、今度、関心を持ってもらった人に、今度は情報を提供して知識を増やしてもらう、これが第 2 番目ですね。これは狭い意味での広報活動、PRの中で言うと広く知らせるというこの活動になります。そうすると、それに応じて知識を得れば何らかの形で自分が意見を提出したくなる。これは、意見提出という一方的に僕が行政のほうに行って何か言うというところで関わり合うというふうになります。それは、一般的にこれに対応する対応の仕方としては親切行政があるというふうにこの時点では考えられていて、例えば松戸市のすぐやる課とかいうところは、自分の家の前にごみを捨ててあるから拾いに来てくれといったらすぐやる課が拾いに行くような、そういう本来から言えば共でやってもいいし、私でやってもいいものなんですけれども、そこに関わり合うという形なんです。

その次の段階、意見交換になると、これは対話行政だとか地区懇談会だとかというところになってくるように、少しずつ市のほうも、あるいは市のほうが意見を言う場合もあるのかもしれないけれども、ツーウェイ・コミュニケーションとか、行政と市民が言い合いを行うというのが第 4 の意見交換ですね。それから審議というところに行くと、今度は特定のテーマについて、その専門家だとかを交えて、市民も交えてやるような、だから資料を見ている中で言えば、審議会、懇談会、懇話会等という、そういうものがこの審議の中にあります。だから、審議は特定のものについてというか、あるいは今だったら熟議という言葉を使うかもしれませんが、うんと時間をかけて見直していくのがこの審議になると思います。ここでもやっぱり行政と住民であり市民の代表は、意見を交わす関係にあるわけなんですけれども、討議

の段階になると、いわゆるツーウェイ・コミュニケーションと言われている、行政と住民との議論の展開ではなくて、住民相互、そこのある地域の住民相互の意見の集約を行政が受けとめて解決していくという、これは鳴海正泰さんの考え方ではイーチャザー・コミュニケーションというんですけれども、そういうふうな形が討議の段階である。

これも例を挙げたほうがいいのかもしれませんが、例えば市営団地があって、その前に公園がある。その公園もどういうふうに今後使っていくといいかという議論が出てきて、市営団地の中で、若い人たちは駐車場にして欲しいという意見、年とっている人たちは今までどおり公園にして欲しいと。子供もいることだし。要するに住民の意見がまとまらない。だから、市役所に二つ持ち込まれたって決めることができないから、市役所の人も入ってイーチャザーですね、住民相互の中に市役所も入って、利害得失みたいなものを市役所のほうで提示しながら、だんだんその議論をまとめていくというのが討議の段階ですね。

それから、もうちょっと進むと、市民が立案していく過程の中に参加する、いわゆる参画という言い方になると思うんです。それから、さらに運営段階に行き、市民が全体を実行していく、つまりだんだん権限そのものが市民のほうに移譲されていく。市民が最終的には全てを実行していく、これになるともう市民自治とどう関わってくるかという、あるいは行政のほうがむしろ市民の活動に参加していくということになる。そうすると、さっきのこの協働のところとの区別がつかなくなるし、自治の部分の区別もつかなくなる。こういうものを入れて、現在のつくばでやっている広報活動を広聴活動ないしは参加の施策を見ていくと検証できるというのが一つの考え方としてありますね。

それから、市民参加の段階というのも、西尾さんの、これは「行政の過程」というのであらわされている表で言うと、西尾先生は、一つのサイクルとし

様式第 1 号

てプラン、ディサイド、ドウ、シー、これはもうみんな誰でも知っているような考え方ですね。政策が出てきて、政策が決定されて、政策が実行されて政策が評価されると。その点線の内側で管理、マネイジメント・ビュロクラシーと書いてある、これは、役所の中のことです。役所では自分たちが政策を立案し、官僚の中で決め、組織的にそれを実現をして、それで政策を自己評価するというのが一つの流れとしてあると。だけれども、公行政である以上、外側の声を聞かないで全部進めていくわけにいかない、フォー・ザ・ピープルじゃなくてバイ・ザ・ピープルであれば、外側からのものも取り入れていかなければいけないんだと。そうなったときに、外側に市民もいるわけで、そのほかにも当然政党もあれば、圧力団体もあれば利益団体なり、いろいろなものが絡んでくるわけですけども、この中の市民を入れて見れば、外側からの政策を発議し、民主的に政治決定を行い、組織活動が起こってきた場合に、それに反対運動なり、それを促進していく、社会的なコントロールを行い、最終的にはできた政策に対してコミュニティが反応すると。地域はそれで満足しているかどうかというのを示す、こういう外側のものを取り入れていくというのがここで言う参加ということになるわけです。行政が民主的な政治を行っていくということを考える以上、政策発議とか、民主政治とか社会統制とかコミュニティ反応というのは非常に重要な要素で、それを取り入れていく技術を官僚側、つまり内部は持たなきゃいけないし、これはインボルブメントというか、巻き込みもあるかもしれないけれども。一方、政策発議を初めとする、そういう外側の人たちもどうやって官僚の中に踏み込んで、施策立案の中に自分たちの政策を発議して、そのものを入れ込んでいくとか、官僚政治であるようなところを民主政治、これ当然市議会も入ってくるわけだけれども、外側の機関、どうやってチェックするかというようなことをここで表しているわけですね。

こういうのを幾つかモデルとして使って市民参加をもう一回考え直してみ

たらどうだというのは、僕の勉強会の中で見出したものです。

その上で、さっき言ったようなつくばの現状というのをこの中に当てはめていくと、もうちょっとというか、指針を幾つか見ましたが、大体審議会やらなくても、これを言っちゃうと身もふたもないんだけど、ある程度でき上がっているものがあるわけですね、モデルが。だから、そうじゃないようなものを何とか作りたいとすると、やっぱり停滞を呼び、それから時間もかかるということになるんですね。

委員 時間に限りがあるので、論点整理、私の中にイメージがちょっとあるものですから、少しその絡みで幾つか、今回、事務局が提案していただいた 1 回目の会議の整理にちょっと上積みしてみたいと思います。

まず 1 点目のなぜ今市民参加のところでは、気になったのは、3 ポツ目、満足できる取組、まちづくりへの市民参加、その前の聴取というものもあるんですが、まず満足と事務局がどう考えたのかわかりませんが、私が今思っているものは、まず市民が理解して、納得して、評価していくというステップが一つの満足なのかなと。だから、全て満たすというのは非常に至難です。そういうプロセスが一つイメージとして持てるのかなと。

それから、市民の意見を聴取です。この言葉、私余り好きではありません。聴取ではない、それは目線が違うのかなという、対等の立場で互いに意見を交換する場もあるはずだし、そういう意味では、聴取ではなくて、意見を把握するというようなニュアンスがいいのかなと。そこは、いわゆるまちづくりへの市民参加、ベースはキャッチボール、双方向性をどうやって作っていくかということになるのかなと。原型は。場合によっては一方通行ありますけれども、原型は双方向のもの。したがって、聴取ではなく把握なのかなと。

対応策が出ているところの 3 ポツ目、そのような中、できる限り多くの市民が満足できるような取り組み、この満足というのはどういう前提でしょう

様式第 1 号

かという。

それから、あとは、気になったのは、4番目の市民参加。ここは、本指針における市民参加の対象は「市政の参加」と明確に言っていると思います。よろしいと思います。ただ、3ポツ目で、また、「市政の参加」を考える上では、「行政(公)」の部分に明確に区切ったものとはせず、「協働(共)」の部分も一部含める、気持ちよくわかります。よくわかりますけれども、ちょっと混乱しそうなので、ここは丁寧に整理するといいいのかなという気はいたします。

それから、項目番号5番、現在の市民参加の取り組み状況、資料2のところですね。ここにつくば市が今取り組んでいる現実がありますので、これを整理していく上で、この資料は全部有効だと思います。既に大半の取り組みはされているけれども、それが十分周知されていないことと、それが機能がどの程度しているかという検証ができれば、どこかの段階で正確にすることが必要かなと思います。

それから、6番の市民参加について田村モデルを引用されていますが、ここで3ポツ目の終盤で、このことから、行政の過程から見た市民参加の段階、「理解・共有」「企画・立案」というふうに4段階に整理します。これでいいと思いますが、私の感覚だと、いわゆるPDCAのAのチェック部門というのをどこかに意識して入れていらっしゃるのかどうかというのがちょっと気になったところです。やっぱり改善をしていくというプロセスが当然加えられるかな、必要なのかなという気がしました。

項目番号7番目には、指標は、指標の設定があってもいいのではないかと、この指標は原則必要と思いました。

加えて、市民参加の評価をすべきだと思います。本当に市民参加が有効なのかどうか、理想形は市民参加が全て有効だと思いますが、限られた資源の中で、いわゆる時間、予算といったものがあって、4月から3月、1年間の

仕事の中で必ずしも全て市民参加が機能しているのかも含めて、全ての事業に市民参加の項目を入れて、したかしなかったか、どんな形でできたか、何が課題だったか、何が成果だったかという目線を、まず行政の内部の皆さんがお持ちになることで非常にこれは変わってくるかなという気がいたしました。

それから、8番目、住民自治、ここでどういう意味でおっしゃったか、後でどこかで説明していただけたほうがいいのかなと。一般的に住民自治でいいのかなとちょっと気になる。

9番目は、意見聴取、ここはやっぱり同じですね。意見聴取はちょっと気になります。

それから、10番目、意見反映のスタンスを明示すべき、全ての意見を反映されるというのは少なくとも23万人いれば23万通りの意見が出るので、それは現実的ではないでしょうけれども、意見を把握する、そして検討して選択する、政治はどちらかといったら意見を集約するプロセスが多いかもしれないですけれども、行政は基本的に選択をしていくプロセスが多いのかもしれないので、そのプロセスが明確になることが大事かもしれません。

あと、項目番号11、見直しを行う、これはぜひ検証、見直しの必要、市民参加の評価についてという観点で見直しをしていただくことをお勧めしたいと思います。

それから12番目で、審議会への市民参加、ここで気になったのは、いろいろな審議会という、例えば自治法の附属機関として、個別の条例等で設置された審議会というのは、簡単にメンバーを変えることができないという認識を皆さんで持っていただいた上で議論していただいたほうがいいと思いますので、暗に審議会を自由にできるのではなくて、法律制度で決まっているもの、もしくは条例で決めて構成するものというものがあるということも確認ですね。

14番，早速ホームページで情報を閲覧して投稿する，対応していただいてありがとうございました。ただ，私，余り期待していません。市民も気が向いたもの，気になったものには反応しますけれども，そうじゃないものには反応しない。ただ，自分が気が向いて反応できる可能性を残しておくということも大事で，何もないという事実もとても大事だという意味で，1回目でそのお願いをしました。

委員 どうも見つからないという人が何人かいたので。議事録から見て，どこにも書く場所がないじゃなくて，行政経営懇談会というページから行ってねと言わないとわからないみたいなので，やっぱりそのあたりのリンクの張り方がわかりにくかったかなと。開けてみたら，確かにそうになっています。

委員 非常に現実から乖離している議論が多いと思うんですね。冒頭に総合運動公園の話もしましたし，それから今の北部の学校統合の問題とか，問題が山積していて，市民はいろいろな意見を言っているのに行政が聞いてくれないということをすごく言っているわけなんですよ。そういう現実と市民参加というものが，概念と現実が非常に乖離していると思うんです。私は，行政の聞き方の，聞く耳を持つかどうかだけの問題じゃないかと思うんです。

一つ例を挙げますと，ある県で障害者用のトイレがないということである施設にそういう意見を言ったら，それは上に言ってくれというわけですね。市長への手紙というので出した。そうしたら，それは，またその担当に戻ってきて，その施設の担当者が答えを書いた。それが市民に渡ったというようなことがあるわけですね。これは，本来ならば，その担当者がその話を受けて，それは困りましたね，どうするか，これから一緒に考えましょうというのが本来だと思うんです。ところが，そういう聞く耳を持たないというのが現実だと思うんです。

そういう行政に対して，やっぱり私横串を指すようなものであって欲しいということを最初に申し上げましたけれども，やはり懇談会のこの指針が行

政を具体的に変えなきゃだめだと思うんですよ。きれいな絵を描いてもだめだと思います。

そうしたときにいかに行政が市民の意見を聞いて市民参加を進めていくかどうか。それがこの部署だけではなくて、市全体に関わることというふうにしていくことが一番。そのときに、さっき言われた、自治基本条例ができそうになってできていないというのは非常に重要な問題で、あの中に、僕は読んで、非常によくやったなと思ったのは、行政と議会と、それから市民の関係というのを一生懸命探ってますよね。市民の代表であるところの市会議員、議会、これが非常に重要であるということも書いてあるし、それをきちんとした上で、住民自治というのは何かというふうに進めていっているところが非常によかったと思うんですが、それがなぜ途中であんなにいいものができながら、大事にされなかったかというのは非常に疑問に思います。

それがあれば、ここでの議論はもっとどんどん先へ進めると思うんですよ。もう一回、市民とは何かから始めなきゃいけないところに、そこが非常に残念だと思います。

座長 これ30何回やっているんですよ。これを3回か4回で決めるというのは、ちょっと無謀じゃないかと。市民が納得しないと思います。

委員 それ以前に、私たちが納得できないと思うんです。ここにいて、この骨子案を拝見しても、本当に骨子なんですよ。何もついていない、骨しかない状態。

座長 だから、ちょっと指針の目的が、もしかして私が錯覚して違っているのかなと思ったので、それはもう当然ですよと、こういうのがあるんですから、できていないかもしれないけれども。前提にして、要はここでどれだけ参画が、度合いというか、程度は、評価できるかどうか、これも難しい問題ですけども、評価しないとただ形だけでしか終わっちゃうので、実際これが評価する仕組みを、評価自身を作りたいんだという趣旨かなと思ったので。

様式第 1 号

委員 そこに絞り込んでやっていったほうがいいと思う。大体のことは皆さん
共通理解できてきたと思うので。

座長 パブリックコメント一つだけでもいいと思うんですよ。パブリックコメ
ントの評価指針というのをつくれるかどうかですよ。

委員 市民参加の実施状況に、本当に立派なこといっぱい全部やっているの。
やっているにもかかわらず全然評価されていないという現状というのが、特
に関心が高くて、こういうところに意見を寄せたり、ワークショップやシン
ポジウムに参加している人たちが行ってがっかりして帰ってくる、言いたい
こと言ったけれども、何も変わらなかったと言って帰ってくる現状をどう評
価するのかということも一つ重要な課題じゃないかなと思います。やっぱり
やることはやっているんですよ。どういう姿勢でやっているのかというこ
となんじゃないのかなと。

委員 具体的な例を挙げていくと、非常に問題は具体的によく見えてくると思
うんですよ。その例を総合運動公園として一つ議論するというのは次にや
るとして、少なくとも現実と乖離しては意味がないと思います。

委員 結局、アリバイづくりと言われちゃうんですよ。審議会とか出ても、
出てくるときには既に素案ができていて、これに対してああだ、こうだ言っ
ても、これはこういうものですからみたいな感じで丸められて終わっている
というのを何度も経験してきている。

委員 だから、そういうことが出れば、何か、この場がいいのかどうか知
らないですけども、やっぱりこういうことについて、こういう意見があっ
たと、それを、これは当然入れるべきことだという、そういうチェック機関
がないんだよね。だから、担当部署で全部もみ消し合うんでしょう。議会だ
ってそうでしょう。そのあたりは、どこかの場でオープンにして、第三者で、
その御意見はもっともだ、これはもう個人的には感情で言うことだけだった
んですよ。何か同化をしていかないと言わないですよ。これはどんな行

様式第 1 号

政であろうが、見直しをしないと。

委員 オンブズマンもちょっと調べてみたんですが、個人的な利害関係に関わるものだけということなので、民事的な内容まで扱って、本当は民事で終わらないんでしょうけれども、しているような感じがして、ですから、オンブズマンが行政に対して云々というような機能を果たしていないような感じがします。

委員 オンブズマンに相談に行くと、具体的にどんな損失がありましたかとまず聞かれます。

委員 そこから始まりますよね。

委員 どんな損失、精神的な損害ですかみたいな。やっぱり障害のある子を育てている関係で、どんな損失と、具体的なお金の損失とかはまずないです。ただ、私一人が労働がふえたという、そういう形の損失ばかりなので、具体的な損失といわれ、それはどうしたら補填できますかと言われても、私にはわからないことをいきなりオンブズマンに責められるんですね。なので、現在の状況は使えないです、あれは。

委員 御意見でおっしゃっているのはよくわかるんです。今回、この指針と骨子案を、この会で作る目的といったら変ですけども。今までの行政経営懇談会で、行政のことをチェックし、意見をまとめ、パブリックコメントを求め、こういうふうに答えましたという行政からの返事に対して、それはおかしいんじゃないかなど指摘し、真意を伝えるよう答えを変えてもらうなど試みたこともあります。だから、そういうことをもうちょっときちっとやれるような仕組みにしておかないといけないということですよね。こうやって、我々がこういう意見出したんだけど、これはどのように変わったんですかということをすごく中村先生がおっしゃって、行政側がこれはこういうふうになりました、これはうまくいきませんでしたという報告を受けるとか、そういうことをずっとやってきました。ですので、皆さんに届いていない可

能性はいっぱいあるんですけども。市民それぞれが抱えている問題がいっぱいあるので、私は行政がやったことに対してチェックをしっかりしようというスタンスで経営懇談会に参加してきました。市民参加としてそれが大事だと思うんですね。その結果が市民の皆さん全体になかなか反映していないかもしれないんですけども。市民参加するのは、行政に対して、多くの人の利益になるようしっかりチェックするためじゃないかなと思うんです。ここで、そういう意味で、市民参加に関して、これをどういうために、今議論しなきゃいけないのかというのが何となくわからなくなってしまうのです。

座長 僕もなかなか整理のしようもないんですけども、今出た意見で言うと、僕はオンブズマンをやっていたから、解決できない問題も解決できる問題もありますけれども、それでも一応理解と納得というのかな、そこで満足までは行かなかったけれども、理解と納得までは持っていくことはやったと思うんですね、出てきたものについて。不満は残るかもしれないけれども。

だけれども、そこまで行っていないと意味がないというのかな、要するに聞く耳を持つかどうかという問題は、とにかく聞いてくれるということだけでも癒されるという場合もあるし、それから、あとそれがさらに実行されて解決するというふうになると、もっと満足度は高くなりますよね。これ一般的には政治的有効性感覚という、政治に関わり合うとそれが有効であったという、政治的有効性感覚を持つと人は政治に参加する、言っても無駄だったと言っても意味がないということになるでしょう。だから、市民参加も、やっぱりそういうところというかな、そういうところがあるということが前提でまず議論すべきであると、市民参加のあり方。

それからあと、評価指針とか評価体制みたいなもの、それをどう作るかというのも確かに重要な問題なんですけれども。ただ、今、結局、事務局のほうも出してきたのは、私のほうでもそんなに新基軸を出せるというほど新し

様式第 1 号

い市民参加の流れというのはできていないこともあって、ここに出てきているのは大体今まで、ほかの他都市で、いわゆる先進都市と言われているところでやっているのがモデルになっているわけですね。だから、それを崩していくとなると、相当どこかに絞ってというふうになるというか、これを全部ガラポンしてというかな、もう 1 回やるということになりますけれども。

委員 せっかく、この後の議題になるんでしょうけれども、骨子案というのを作っていかれると思うんですね。それで、これで言うと、策定の目的というのをちょっとこれ議論になると。

座長 これは議論に、さらにどう進めるかと。

委員 だけれども、2 番から 3 番、4 番、5 番、6 番は、これはもう議論の余地ないと思うんですね。どこでもやっていることだし。

座長 そこから少し深めていくという。

委員 既に実績もあるから。問題は、ここで抜けているのは、逆に 7 番、指針の検証とあるんだけど、指針の検証じゃなくて、指針の目的の検証だと思うんですね。つまりは、この 1 番の策定の目的なんだけれども、これは市民参加の評価指針だと私は理解するんですね。市民参加、どの程度、例えば以下に、3 番以降に①、②とありますが、5 番、6 番とありますけれども、これが本当にどの程度実現しているのかをどこかで統一的に評価するんだという指針が、みんな個別にやっているわけですね、パブリックコメント。みんなやってます、やってます、それぞれやっているけれども、お互い同士、もしかして中身はこの案とは関係ない意見ですねという話になったりして、どこかでそれは葬り去られちゃうんだけど、そうじゃなくて、別のところでそれを反映すべき意見なのかもしれないけれども、そういうようなことを含めて、パブリックコメントは本当に有効性の評価というのがされていないのかもしれない。達成感、変な話ですが、ここの行政経営委員会でもパブリックコメントやりますけれども、パブリックコメントが本当に、この委員

様式第 1 号

会に関する、懇談会に関する市民参画として有効なのかどうかというのはちょっと疑うところもなきにしもあらずなんですね。むしろ、今回のように、市民の直接の方が参加することが本来のあるべき姿だったかもしれないと思って、今回はなるほどなというふうに思ったんだけど、そういう意味も含めて、市民参画の程度を評価する指針ということなら、この指針の骨子案は生きていくのかな。その場合は、2番、3番、4番というのが、ほとんどこれは事務局が作っていただければいいだけの話で、むしろ6番と7番、あるいは7番は、これは指針自体を規約改正みたいなものだから、こんなのは形式的だから、本来は一番大事なところは7番のところに評価、参画の評価、1番から5番まではまとめれば1番にまとまっちゃって、その参画を評価する指針というのを、いやちょっと、済みません、ちゃぶ台ひっくり返すような話で申しわけないんだけど、その辺の基本方針を事務局から。

委員 今、5番のところ、問題なしと通過されそうになったので、あわてて言いますが、私はやっぱり例示としてプラスしていただきたいものが一つあります。無作為抽出による市民討議というのをぜひ加えていただきたいと思います。

委員 これは当然です。だから、ここはもうあるものを全部挙げていっていただければいいと思うんですね。それを踏まえた上で。

委員 事務局にお任せするのではなくて、やはり私は委員として御提案したいということです。これが簡単なことでないのは重々承知ですが、願わくば、これが市民参加条例に格上げしていくということで、長期的な視野を持てば、これを落としておくことの意味が恐ろしいと思うので。

座長 この5の実施方法の中にこういうものをということで入れるということ
で。

その他、どなたか。

委員 これ事務局のほうにもお伺いしたいんですけども、市民参加を推進す

様式第 1 号

るという基本的なスタンスが庁内の各課、部、どれくらいに周知されている
というか、どれくらい認識が職員の方々にあるのかということがすごく大事
なことだと思うんですね。事前にいただいた資料等に目を通して、印象とし
ては、やっぱりどの自治体もそうだと思いますけれども、相当いろいろな市
民聴取をするような取り組みはされていますし、アリバイと言われればそう
かもしれませんけれども、パブリックコメントとか一通りのことはやってい
るし、いろいろな行政施策に対していろいろな市民からの意見を反映される
ようなことはやっているんだろうか。ただ質的な部分の問題が多々あるとい
うことで、例えば市民参加ということがある施策をするに当たって、どれく
らい担当の職員の方が意識されて、これはぜひ市民からきちんと意見を聞く、
あるいは説明をする場を作らなければいけないというようなことがきちん
とされているかどうかということが、前提としてこの指針にきちんとそれが
行われていて、それがきちんと検証されているかということを事後的に評価
する。その事後的な評価を繰り返す中で、前提としてここに企画・立案・計
画の前段階として理解・共有というのを盛り込んだというのはすごく僕は大
事だと思っていて、この理解・共有というか、ある政策をする前の段階で市
民からの意見で上がってきた政策なのか、あるいは行政の側からこれ必要な
ので、こういう政策をするに当たってどういう考えがあるのかというような
ことを事前の段階で、やっぱり事後的に評価するだけじゃなくて、事前にど
の程度市民の意見を聞く、そういう取り組みを進めているのかということが
きちんとわかるような、そういう指針の部分が盛り込まれていく必要がある
のかなというふうに感じました。

座長 事務局はどうですか。今言われたこと、例えば市民参加をこの行政経営
懇談会でやるというのはどのくらい他の課というか、部課は知っているわけ
ですか。周知されていない。

事務局 この市民参加の骨子を作るというのは、全庁的に話をしています。

様式第 1 号

委員 多分、市民参加推進会議みたいな、全庁的に意見共有を図っていくような、そのような場みたいなものを設定しているということは。

事務局 ないです。

座長 これをもとに設定するかもしれないということは。

差し当たっては設定していないわけですね。

事務局 現時点ではないです。

委員 今、委員の御発言と趣旨は同じなんですが、一つ興味があるのが、市役所、言いかえれば職員は市民参加をどのようにとらえているかという、内部アンケートを私はちょっと提案をしたいと思います。どの程度認識を持っているかということ、現状の取り組みについてどこまで市民参加の理解ができているか。それから、市民参加を、いわば前提条件がないと難しいんですけども、是とするか、もしくは課題がありと見るか、やっぱりプロの行政マンの中では市民参加をしたい、求めている、けれども現実的にいろいろな障害があるという意見も多分あるので、まず市役所の中の理解を一度見てみたいという気はしました。

委員 全く賛成で、そして最終的には市民参加が進んだかどうかを評価するのは市民だと思うんです。内部評価、それから指針もそうですけれども、最終的に市民の側が市民参加が進んだということを実感しない限り、幸福度調査ではないですけれども、やっぱりだめだと思うんですね。そのことが一つのイニシアチブにもなるので、動機づけにもなるので、市民が市民参加が進んだのか、後退したのかというようなことに関心を持つことも含めて、市民アンケートというんですかね、これをきちんと定期的にやって、そして行政に対する市民の評価が、市民参加が進んでいったんだという実感を持ってもらうのが一番じゃないですか。評価するのは誰かといったら市民なんですよね。

委員 全く同じことなんですけれども、評価は市民がすべきであって、その際に、指標を決めてしまうと、アンケートをとったときにその指標に関する

様式第 1 号

ことだけを評価してくださいというふうに行政が言っているわけですよ。これはどうでしたか、これはどうなっていますかと。比較的数値目標でやる事が多くて、どれぐらい達成しましたかというふうな形で来ると、返答は見た感じのことしか書けなくなってしまう。前にもアンケートって書かされているようなというふうに思っているのがあるんですけども、市民が何をどう思ったか、生の意見というのは数字には出てこないで、こういうところは市民参加しましたみたいな形の事を挙げておくのはいいと思うんですけども、これが指標なので、これについて評価してくださいというアンケートだけはとらないでほしいです。

委員 もっと簡単なものでいいと思うんです。あなたは市民参加しましたかみたいな、そういうもっとシンプルなものでいいと思うんです。何か意見を言ったことはありますかとか。

委員 多分、つくば市は2年に1回市民満足度調査、名称違っているかもしれませんが。市民意識調査か、やっていると思います。その項目の中に、今御提案あったように、市民参加についての意見を問うというような、またテクニックとしては、アンケートというどうしてもパターン化しやすいし、自由記述は分析しにくいというのがあるので、そこは事務局である程度お任せするしかないけれども、経年変化を見ていくというふうな、ちょっと時間をかけた検証は必要だと思うんです。

市民参加という意識が醸成されれば、そんなに難しいことではなくて、予算策定の段階でいろいろな内部手続の書類の中にその項目が、これは市民の要望から発したのか、それとも行政の内部の計画なのか。しかし、計画もひるがえれば、当然市民の要望もあるし、あえて市民は求めなくても、行政としてはやらざるを得なきやいけないことがあるということも当然あるので、そこは何らかの形で明示するという仕分けをすればいいのかなと思います。

さっき何で私が税金にこだわったかというのは、市民は税金の増加を望ん

様式第 1 号

でないかもしれないし、いるかもしれないけれども、よくわからない。ただ、行政としては税収を確保しなかったら皆さんの要望に応えられないという、非常に厳しい現実があるので、歳出の議論と同時に歳入の議論、負担の議論をするような市民参加も一つ私は方法としては、試金石として必要かなと思います。

事務局 今ありました市民意識調査というのは、2年に一度行っておりまして、今年ちょうど実施する年になっております。この市民参加について、設問をその中に、経年で見ていくように入れる予定でおりますので、そうしたことをやっていきたいというふうに考えています。

座長 何項目。

事務局 1項目。

委員 市民参加は進んでいると思いますか、という形。

事務局 実感を聞いて、市民参加の実感が変わってきていますかという、市の取り組みについて、実感としてそういうのがあるとか変わらないとか、そういった聞き方になります。自由記述ではなく、選択で選べるようにしています。

委員 5段階くらいですか。

事務局 5段階です。

委員 もうちょっと独自にできないですかね。市民参加に関するアンケートとというのができないですかね。

委員 条例つくらなきゃだめ。

委員 そうじゃなくて、意識として全体の全体の市民がトレンドを見る中に、市民参加という意識も一つあるという認識を持ってもらうという意味では、私は予算の関係で制約ある中で2年に1回でやむなしと。ただ、その経年変化をちゃんとやっていくということと、やっぱりどんなときに市民参加を感じますかとか、やっぱり市民目線で設問項目を市民参加という大項目の中に

様式第 1 号

複数の小項目を設けていただいて、それが 2 年後、4 年後どう変わるかという見方をしながら、一方で市民参加の取り組みを丁寧に進めていくということが一つの選択肢ではないかと。

座長 だから、そこまで行けば、市民参加とはある程度市民権を得たということになるわけです。まだ 1 項目しかないところに市民参加の位置づけがある。

委員 今話したように、大項目が幾つもあるれば何となく考えなきゃなと思いますけれども、市民参加は進んでいると思いますか、で 5 段階で評価してくださいと言われて。

委員 今、そういう市民参加の指標として、市民参加のアンケート、参加の意見を募っているというのはいいと思うんです。それはまずやるとして、それをどう分析しているかということですね。それがどう反映されているかという問題なんだけれども、その点はどこがそういう分析を担当して、どういうふうに反映されていくんですか。

事務局 これは、市の市民参加に限らず、全般的な市民からの意識を聞くような全般的なアンケートになっておりますので、8 月ぐらいに行いまして、できれば秋口ぐらいには取りまとめ、それを各課のほうに分析したものを配るようにして次年度の予算なり、次の施策への反映ということで、そういう参考となるように各課へはお配りしています。

委員 だから、そのプロセスが非常に重要なんだけど、そこで、それがうまくフィードバックされたという、一種の成功例というか、そういうものを見せていければ、アンケート出すほうの人にも励みになるし、だけれども、聞きただけだったらもう二度と書かないかもしれないし、そういう意味でいいフィードバックを作っていくプロセスをやっぱり何とか作ろうという、今議論しているんだろうと思うんですけれども、特にそこをやろうよと、イニシアチブをかける側は、市長のレベルかもしれないけれども、今回それをやろうよということだと思うので、ぜひそれを。

様式第 1 号

委員 実際にはいろいろな施策に対して、それぞれにこれは市民参加がありましたか、それから参加しましたかみたいなのが各施策に全部本当はつくべきものですよね、アンケートとしては。もっと大雑把なものかもしれない、意識調査なのかもしれないですけども、それとはちょっとやっぱり性質というか、何か違うような気がしますよね。1項目ではないでしょう。

委員 市民意識調査は、ウェブ上でも見られますし、図書館にもあると思います。一度見ていただいて、多分対象者は5,000ぐらいしかいない。それで回答率40%強くらいです。でもちゃんと行政は多分見て、経年で同じ項目を聞きながらまちづくりの変化を見ているところと、時の重要施策に対する特別の設問をして、例えば、つくバスとか環境とか、そういうテーマの質問をして、行った施策を市民がどうとらえて評価しているかという、行政は丁寧にやっていると思います。ですから、そういうものが一つまだ周知されていないというのがあると思います。

さっき御提案あったように、ことさら何か難しくするのではなくて、行政評価というシステムを今市でやっているとするば、その評価項目の中にこの事業に対して市民参加をどう位置づけましたか、できなかったというのもあるので、その辺の整理がちゃんとされることで、市民参加の職員の中の意識は変わってくるし、市民もそれを共有できるということはそんなに手間はかからないでできそうな気がします。

座長 そうですね。ただ、満足度という問題と、それから市民参加によって満足を得たというのは結果に対して満足なわけで、フォー・ザ・ピープルでいいわけでしょう、住民のためにやる。だから、あの世論調査の中では市民参加を特に置いているわけではないから、満足したというのは結果に対する満足であって、参加しようがしまいがというのはあります。そこはアピールが出てこない。

いずれにしても、いろいろな意見が出たんですけども、この策定の目的

様式第 1 号

は恐らく今回ここでこれだけでまとめることはできないと思いますね。

それから、2の市民参加の定義も、こんなにはっきりできるわけではない、ただ、私はいろいろな御意見が出た中で、対応策として市民とは何かというところで、細かく市内に在住している個人を中心として、市内に在勤、在学、このくらいの絞り方しかないのかなというふうに考えています。

というのは、最後のところに、私、8番目のところに市民参加と市民の役割とか、市民の責任という中で、市民とは何かというのをもっと高邁な理念を持った市民というのを書いてみたいと思いますけれども、議論してみたいと思いますけれども、ここは実態としてはこれぐらいでいいんだと思うんですよね。その辺はいかがですか、市民の定義ですね。

委員 先日、朝日新聞の記事でふるさと住民票というのを発行していると、香川県の何町でしたか。要するに住民というのから、いわゆる交流人口ですよ、交流人口をいかに取り込んで行政に反映していくかというのが書いてありました。そう考えると、言葉適切かどうかわからないですけれども、住民票のある市民と、それからいろいろな形で交流のある市民、つくば交流市民ですか、そんな概念を取り入れたらどうかと思うんですね。そうすると、学校に来ている、職場があるよりももう少し広くとらえる。つくば市出身の方とか、つくばで長く研究していた方がどこかまた違うところに行かれたけれども、つくばには非常に愛着があるとか、そういう方たちがパブリックコメントをかけるとか、住民投票のときには参考意見が言えるとか、どうでしょうか、そういう概念は恐らくないですかね、交流市民。交流人口をどうとらえるかということですよね。

座長 その辺をちょっと念頭に置いてみてください。

情報公開などつくるときに、知る権利というのをどういうふうに担保するかという、知る権利は普遍的な権利だからというので、知る権利を使っているところは条例でも世界市民なんですよ。アメリカからの要求であっても

様式第 1 号

出す。だから、全然制限ないですよ。それ以外に、知らせる責任がというのを上でやっているときには広義の市民、広義の住民というかを使って、狭義の住民がまさに市内に在住している。自治体はやっぱり自治体もお金で情報管理している以上、やっぱりその自治体の人を第一位に置くことになるので、それでもやっぱり市民参加の市民は少し狭くとってもいいのかなと私は思っております。広義の市民というような形で考えて、一緒に考えたんです。

そうですね、ただ交流がある市民というのを特定の仕方というのは難しいですよ。

委員 考えれば難しいんですが。

座長 そういう意味で言えば、利害関係者というといやらしい言い方になっちゃうけれども、その辺のところ。

委員 出身者とか、大学に来ていて卒業してまた地方に帰ったときにも、つくばというのは非常に気になるとか、そういう人たちもすごい社会資源だと思うんですよ、つくばの場合は。外国から来ている方とか。

座長 その辺の市民とは何かというのを実態で考えるとしても、入れるようにしていきたいと思います。入れるようにしていくって何となく僕は行政の引き受け手みたいな、そうじゃなくて、みんなの意見、会議の総意として。

委員 私も市民、住民、法律上、住民というのは、町民、市民、村民も、狭義の住民とか、いろいろな世論的な整理があるんですけども、私は基本的に一緒の分類をしているけれども、その例外もあるということで、一番課題なのは、今日、明日の生活を中心に市民参加するケースと、半世紀先、次の孫子の世代まで長期的に見てこのまちをどうしていくかという参加の仕方は、若干視点が変わる可能性があって、軽いもの、軽いというか、基本的なようで、かつ重要なのはやっぱり定義ですよ。ですから、市民というのはしっかり議論をしておくことが必要で、そこにその権利義務、市民は権利だけじ

様式第 1 号

やなくて義務も発生しますので、ちゃんと義務が行使できる、貢献できるという前提の市民というのをひとつ構築しておく必要はあるのかなという気がしております。

委員 具体的な例があるんですよ。荃崎とつくば市の市の境界があるわけですよ。図書館が使えないとずっと言われていますよね。荃崎のほうが全然近いのに、住民票がないといって図書館で本が借りられないんだと。

委員 牛久ですね。

委員 ごめん、牛久。牛久とつくば市。荃崎町はないから。そうしたときには、もう具体的に市民なんだからオーケーでしょうという、協定だけ結んでくださいよということは当然言えるんだけど、行政のほうに住民、住民と言い出すと、お互いににっちもさっちもいかない。

委員 ネガティブな発想ですけども、税金をいただいている人が住人ですので、納税している方は別にして、基本的に税法上の納税義務がある人に対して優先的にというのは、これは私は致し方ないと思います。

委員 優先的に、だけれども、県のお金だって国のお金だって入っているわけじゃないですか。つくば市だけがつくば市の税金で物事やっているわけじゃないんだから、住民だから、住民だからというのは、納税者云々ということを言われているみたいな感じがして、非常に何かつくば市を小さくしているような気がするんですよ。

委員 趣旨は私も了解しますが、基本的にそれは現実的な問題として、道路、水道、下水、ごみ処理の全ての問題に関して、目の前にごみ処理場があるのに、煙は来るけれども、ごみは搬出できないという現実もあって、という事実もあるので、そこはもっといろいろな議論をしていったほうがいいと思います。

座長 それはだから、一般的にはできないでしょう、個別の議論ですよ、多分。

様式第 1 号

委員　そういうことです。ケース・バイ・ケースです。

委員　だから、住民ということを市民ということをもう少しやっぱりみんなが考えていかないと、市民サービスという点では図書のやりとりはやっていいと思うんですよね。

座長　個別で言えば、僕もそれは賛成だけれども、例えば都立大学だとか、東京都に住んでいる住民のお子様と、それから外から入って差をつけているでしょう。やっぱり都民税で成り立っている以上、外からの人が多くなっちゃったら、何で都民税払っているということになっちゃう。その辺が、やっぱりある程度融通をきかせながらも、やっぱり税金を納めているというのがある程度あることだと思いますね。

整理してくださって、少し足してくださった項目もあるんですけどもね。

このままではいけないということですね、なかなか要するに。

委員　目的のところのコミュニティの疲弊という言葉、私は受け入れられないんですけども、少なくとも私の地域は疲弊していませんので、こういう書き方ではなくて、もうちょっと丁寧な書き方をしていただきたいとお願いしておきます。

座長　これはこのまま出ているだけで、対応策として、もちろん、文章は直すと思います。

委員　認識として、この認識は私はないというのだけちょっと発言させていただきます。

委員　これ議事録では何だかんだ作るんだろうけれども、もう少し平易に作って欲しい、簡単に。やっぱりここで議論されているのを聞いていると大変難しい議論されていると思うんだよね、学問的な言葉もあるだろうし、いろいろあるんだろうけれども、下手したら、我々委員が行政と市民との距離感をつくっている可能性もあるということは、留意しておかないといけない点ですよね。だから、そういう意味では、もっとわかりやすく、簡単に、これ

様式第 1 号

だけの資料を読めと言われても絶対読めないですよ。その辺だけは工夫が必要だと思うんだよね。

座長 住民参加の取っかかりは、とにかくやさしく。

委員 専門的な議論のやつは、省いたらいいと思うんだよね、本当に。

委員 さっき言っていた、聴取できる環境みたいなのも、何となく私たちは聴取されているんだと思うんですよ。ここをやっぱり市民と対話できるような環境を整えるというふうな言い方をしていただければ、私たちも、対話してもらえるんだと思って行けるし、何か聴取されに行くのは。

委員 職員はそう思っていないと思います。たまたま文字が、何かのはずみで聴取になっただけで。

委員 使い慣れていてそうなったと思うんです。

委員 市役所、そんなことないと思います。

委員 行政用語ですか、聴取というのは。

委員 法律用語の中で、事情聴取とかそういうのはありますけれども、役所の中でオーソライズされていないと思います、聴取というのは。余りなじみないんじゃないでしょうか。

委員 私も全然なじみがない言葉なので。

委員 聞き取りといえど全然違うよね。

委員 そうですね、聞き取り、もしくはやっぱり対話してもらいたいですね、ただ聞くだけじゃなくて。言ったことに対してその職員の方がどういうふうに思っているのかとか、それがどうしてできる、できないとわかっているのに、はいわかりました、承りました、検討しますと持って帰られて、やっぱりできませんでしたと言われることはすごく多くて、だったら何でできないのかというようなことまでお話していただけると、すごく私にとっては、その場ではちょっと傷つくかもしれないですけども、納得もできますし、できない理由というのは突き詰めて聞いていくと意外と根拠がなかった

様式第 1 号

りもすることが多いので、私はここは対話にさせていただきたい。対話というのがおばちゃん的にはありがたいです。

座長 その辺は、もちろん文章にしていってところで最終的に直していくというか、市民の目で行政が出したたたき台を見ていきたいと思います。

ちょっと時間が、3時半になりまして、私は別に時間はそんなに気にしませんけれども。最後に何点か、どうぞ。

委員 この指針の骨子案についてですけれども、市民参加の定義で市民とは、市民参加とはとかの定義があるんですが、そこに、市民があらゆる市政に対して意見を表明するということができるという権利として、意見を表明できるんだということを加えたほうがいいかなというふうに思います。それと同時に、行政の位置づけについても、やっぱり市民参加を進める上で、行政はどういう立ち位置にあるのかということここに明記したほうがいいのかなと。ただ、地方自治の本旨、憲法にありますよね。団体自治、住民自治ありますけれども、住民自治の観点から、住民に対してここで言う市民ですけれども、きちんとその意見を反映させるような、専門的なことももちろんありますし、議会というのもきちんとチェック機能を果たしている前提がありますので、あらゆること全てというわけにはいかないかもしれないけれども、原則的にはあらゆる施策に対して市民の意見をきちんと反映させていくような施策をしていくんだ、それが行政の役割なんだというようなことを盛り込んでいけるといいかなというふうに思います。

それから、最後の評価の部分ですけれども、市民参加推進の基本的事項のところ、市民から上がってきた意見がどのような形で具体的な施策に生かされたのかということがわかるように、全ての意見を聞き入れることはできないんだけれども、きちんとその意見を言った人に対して説明責任を果たすんだというようなことを、行政はその意見に対して説明責任を果たす必要があるというようなことも盛り込んでいけるといいのかなというふうに思いま

す。

座長　じゃあ、次。

委員　この指針の、ちょっと主語を明確にしてもらいたいと思うんですよ。誰がこれを指針にするのか、市民の指針なのか、行政の指針なのか、両方だろうと思うんですけども、主語が何かはっきり、行ったり来ているような感じがあるので、例えばもともと反映していただいた自治基本条例からの報告というのは、これ非常に明確なんですね、私たちはと書いてあるんですよ。つまりこれはこの条例は云々の目的で、つくば市民一人一人が、主義と定義ありますけれども、自分たちがこういうことを参画するためにつくっているんだという、こういう主語は明確ですよ。行政側というのもそれぞれ役割分担というのは書いてあります。基本は私たちはという形に書いてありますが、ここの、今回つくろうとしている指針は、主語が誰なのかがちょっとよくわからないのではっきりしていく必要があるかなというふうに思います。

これは、従来で言うと、行政は市民サービスを向上させるためにということで、行政の経営改善のための主語だったんですけども、あくまでも効果的にという意味で、サービスを、ステークホルダーである市民に対してどう提供するかということで議論していったんですし、主語が行政はだったと私は理解しているんですが、今回の指針は誰が主語なのかをちょっと明確にいただけるとありがたいと思います。

座長　かなり指針をまとめるのに基本原則的なところが出てきました。

このほかに何か、この次までにまた指針の骨子案がもうちょっとスムーズに流れるように、流れてもいいかどうか、まとまるかどうかわかりませんが、盛り込むべきことというのはありますでしょうか。さっきのものは入れます。

委員　もう一つ、原則なのでどこで言っているのか迷っていたんですが、大原則として、市が持っている情報は、原則市民のものであるということは、ど

様式第 1 号

ここに、初めのほうになると思うんですけども、入れていただきたいと思います。原則市民のものだから、例外以外は開示しますよと、それが市民参加の大前提になっていると思うんですね。それを行政のものを例外的に提出していくという感覚だと、いろいろなことに差が出てきてしまうと。

座長 それはあれですか、例えば3の①の適切な情報提供のところ、基本的な事項ですね。ここでは弱いですか。

委員 ここに入れていただいてもいいんですが、原則はあくまでも市民の情報を市が管理しているんですよという、その原則と例外をきちんと認識していただけたらと。

座長 そのほかに、何か。

委員 こことは少し外れちゃうかもしれないんですけども、実は自治基本条例の資料を出してくれといったのは私なんですね。こんな立派なものができるのに、これが取り上げられなかったということが私はすごく残念で仕方がなくて、これがまた再び生きてきてくれるんじゃないかなという下心が少しあって、あとこの市民参加に関しても、指針だけではなくて、最終的にはきちんと条例化して、つくば市民全員が共有するような約束事という形で、もちろん途中で見直しをしたり検証し直したりはしていくでしょうけれども、その中で、きちんと確立したもので、市長が変わっただけで反故にされてしまうようなものにならないで欲しいなというのはありますので、ぜひそこは最終目標で結構ですので、きちんとしたつくば市ならではの条例という形を形づくっていただきたいなと、今年中にということではなくて構わないので、じっくり検討した上で、つくば市というのはこういうところだよということが、市民はこういうふうに参加するんだよという約束がきちんとできることを私は夢見ているので、最終的にそうなことを待っております。これは意見でも何でもなく、私の願いです。

座長 このつくば市の自治基本条例というのは、僕よくわからないですね、位

様式第 1 号

置づけが。このままこれで終わっているみたいで。これ、例えば、どういう課がかかわりあったんですか。

事務局 総務課です。

座長 総務課のワーキングチームだから、総務課の人たちが。

事務局 当時、総務課が事務局となって。

座長 それで、これで。

委員 総務課，総務省，元自治省だね。

座長 そのほかに御意見ございますか。

委員 これ文章の中に入るかどうかわからないんですけども、吉野作造さん、大正デモクラシーの吉野作造さんが、民主主義は非常に面倒くさいものであるということを言われています。同じように、市民参加というのは非常に面倒くさいことだけれども、民主主義の非常に根幹で丁寧に行わなきゃいけないというような、そういうことが大前提にほんと、どうしても行政経営懇談会となると、合理的に物を進めようというふうになんてなってしまうんだけれども、非常に手間のかかる面倒くさいものであるというのはちょっと意識して欲しいような気がします。

座長 ではちょっと時間も過ぎましたけれども、司会が全く下手なものですから、また拡散しましたけれども、またこの次に。

事務局 市民意識調査、27年にやったものなんですけど、こちらに市民参加、こういうものに入れるということで、ご参考までにお配りいたします。

座長 今後の日程について事務局のほうから。

事務局 (資料 4 に基づき説明)

- ・ 資料 4 平成29年度つくば市行政経営懇談会 開催スケジュール
(改訂案)

座長 それでは長時間、申し訳ありませんでした。

一応これで終わりますということで、行政経営懇談会を終了いたします。

様式第 1 号

職員アンケート「市民参加に関する意識調査」 集計結果

*実施期間：平成29年8月21日(月)～31日(木)

*回答者数：589人

	思う		どちらかと言えば そう思う		どちらかと言えば そう思わない		思わない		わからない		計	
問1 つくば市では、市政への市民参加が進んでいると思いますか。	78人	13.2%	227人	38.5%	136人	23.1%	52人	8.8%	96人	16.3%	589人	100.0%
問2 つくば市では、市民に対して市政に関する情報提供が十分であると思いますか。	91人	15.4%	267人	45.3%	121人	20.5%	41人	7.0%	69人	11.7%	589人	100.0%
問3 つくば市では、市民が市政に参加する機会が十分であると思いますか。	104人	17.7%	216人	36.7%	139人	23.6%	37人	6.3%	93人	15.8%	589人	100.0%
問4 つくば市では、市民参加により得られた意見などが、事業に適切に反映されていると思いますか。	78人	13.2%	212人	36.0%	141人	23.9%	46人	7.8%	112人	19.0%	589人	100.0%
問5 あなたは、日常業務の中で、市民の意見を積極的に取り入れることを考えていますか。	153人	26.0%	277人	47.0%	84人	14.3%	21人	3.6%	54人	9.2%	589人	100.0%

つくば市における計画等(※)の策定状況等に関する一覧

※平成26年度以降に策定されたもの
(企画経営課調べ)

No.	計画名 (下線のある計画は市HPで公表有)	根拠法令等	委託先/金額(税抜き)	審議会等				パブコメ 実施
				会議名	市民公募 委員	会議開催 年度/回数		
市長公室								
1	つくば市地域防災計画	災害対策基本法	日本工営(株)	約990万円	つくば市防災会議	無	平成27年度 2回	有
政策イノベーション部								
2	第3次つくば市行政改革大綱	—	—	—	つくば市行政経営懇談会	有	平成27年度 4回	有
3	つくば市人口ビジョン	まち・ひと・しごと 創生法	(株)建設技術研究所	約640万円	つくば市まち・ひと・しごと 創生有識者会議	無	平成27年度 3回	有
5	つくば市まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと 創生法						有
4	つくば市戦略プラン	—	ランドブレイン(株)	約1,820万円	つくば市未来構想等審議会	有	平成25-26年度 2回	無
6	つくば市未来構想	—			つくば市未来構想等審議会	有	平成25-26年度 8回	有
7	つくば市科学技術振興指針(第2期)	—	(株)URリンケージ	約300万円	つくば市科学技術振興指針 策定懇話会	無	平成28-29年度 5回	有
8	つくば環境スタイル”SMILE” (つくば市環境モデル都市行動計画)	地球温暖化対策の推進に 関する法律	(株)日水コン	約530万円	つくば市環境都市推進委員 会	無	平成25年度 3回	有
財務部								
9	つくば市公共施設等総合管理計画 ～公共施設等資産マネジメントの方針～	インフラ長寿命化基 本計画	バシフィックコンサル タnts(株)	約2,500万円	—	—	—	有
市民部								
10	つくば市グローバル化基本指針	—	—	—	国際都市つくばを考える懇 話会	無	平成27-28年度 4回	有
11	つくば市スポーツ推進計画	スポーツ基本法	国立大学法人筑波大学	約350万円	つくば市スポーツ推進審議 会	無	平成25年度 6回	有
12	第2次つくば市生涯学習推進基本計画	つくば市生涯学習審 議会条例	ランドブレイン(株)	約400万円	つくば市生涯学習審議会	無	平成27年度 5回	有
保健福祉部								
13	つくば市地域福祉計画(第3期)	社会福祉法	地域計画(株)	約280万円	つくば市地域福祉計画策定 委員会	有	平成27年度 4回	有
14	第2次つくば市障害者計画後期計画	障害者基本法	地域計画(株)	約290万円	つくば市障害者計画策定懇 談会	有	平成27年度 5回	有
15	つくば市障害福祉計画(第4期)	障害者総合支援法	(株)地域計画連合	約390万円	つくば市障害者計画策定懇 談会	有	平成26年度 6回	有
16	つくば市高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定 確保に関する法律	(株)グリーンエコ	約800万円	つくば市高齢者福祉推進 会議	有	平成25-26年度 5回	有
17	つくば市高齢者福祉計画(第6期)	老人福祉法 介護保険法	(株)ジャパンインターナ ショナル総合研究所	約620万円	つくば市高齢者福祉推進 会議	有	平成25-26年度 8回	有
18	つくば市国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法第82条に 基づく保健事業等の実施 等に関する指針	ニッセイ情報テクノロ ジー(株)	約430万円	つくば市国民健康保険運営 協議会	無	平成27年度 2回	有
19	第3期つくば市健康増進計画 「健康つくば21」	健康増進法	地域計画(株)	約280万円	—	—	—	有
こども部								
20	つくば市子ども・子育て支援プラン	子ども・子育て支援法、 次世代育成支援対策推進 法	(株)計画自治研究所	約350万円	つくば市子ども・子育て会 議	無	平成25-26年度 8回	有
経済部								
21	つくば市森林整備計画	森林法	—	—	—	—	—	無
22	つくば市農業基本計画	—	—	—	農業基本計画策定委員会	無	平成26年度 5回	有
23	つくば市農業経営基盤の強化に 関する基本的な構想	農業経営基盤強化促 進法	—	—	—	—	—	無
24	つくば市創業支援計画	産業競争力強化法	—	—	—	—	—	無
25	第2次つくば市観光基本計画	—	地域計画(株)	約300万円	第2次つくば市観光基本計 画策定委員会	無	平成28年度 5回	有

No.	計画名 (下線のある計画は市HPで公表有)	根拠法令等	委託先/金額(税抜き)	審議会等			パブコメ 実施	
				会議名	市民公募 委員	会議開催 年度/回数		
都市計画部								
26	つくば市都市計画マスタープラン2015	都市計画法	㈱バスコ	約590万円	第2次つくば市都市計画マスタープラン策定委員会	無	平成27年度 7回	有
27	つくば市自転車安全利用促進計画	つくば市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	バシフィックコンサルタンツ(株)	約640万円	自転車のまちつくば推進委員会	無	平成26年度 3回	有
28	つくば市地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	一般財団法人 計量計画研究所	約540万円	つくば市公共交通活性化協議会	無	平成27年度 1回	有
建設部								
29	つくば市公園施設長寿命化計画	公園施設長寿命化計画策定指針	中央コンサルタンツ(株)	約1,270万円	—	—	—	無
30	つくば市交通安全計画	交通安全対策基本法	—	—	つくば市生活安全推進協議会	無	平成28年度 3回	有
生活環境部								
31	つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画	つくば市きれいなまちづくり条例	平成理研(株)茨城営業所	約130万円	つくば市環境審議会	無	平成28年度 3回	有
32	つくば市分別収集計画	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	—	—	—	—	—	無
33	クリーンセンター焼却施設長寿命化計画	廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き	中日本建設コンサルタンツ(株)	約600万円	—	—	—	無
34	つくば市公共下水道事業経営戦略	地方公営企業繰出基準	エスティコンサルティング(株)	約50万円	—	—	—	無
35	つくば市汚水処理施設整備構想	—	㈱建設技術研究所	約1,400万円	—	—	—	無
教育局								
36	第2期つくば市教育プラン	教育基本法	㈱セキショウキャリアプラス	約130万円	第2期つくば市教育振興基本計画懇談会	無	平成27-28年度 4回	有
37	つくば市学校等適正配置計画(指針)	—	㈱L A U公共施設研究所	約290万円	つくば市学区審議会	無	平成25年度 5回	有

大規模事業評価制度の導入自治体一覧

自治体名 項目	結果概要	横浜市	大阪市	川崎市	北九州市	新潟市
人口(人)	—	3,733,973	2,710,672	1,501,930	952,075	798,065
財政規模(千円)	平成28年度一般会計予算	1,514,300,000	1,650,900,000	638,900,000	551,500,000	359,300,000
評価実施の根拠 ※()内の日付は施行日	要綱・要領	＜要綱＞ 横浜市公共事業評価実施要綱(H17.4.1) 横浜市公共事業評価委員会運営要項(H24.4.1) ＜条例＞ 横浜市附属機関設置条例(H24.4.1)	＜要綱＞ 大阪市PDCAサイクル推進要綱(H24.6.1) ＜方針＞ 大阪市大規模事業評価実施方針 ＜要領＞ 大阪市建設事業評価有識者会議開催要領(H23.6.1)	＜要綱＞ 川崎市公共事業評価に関する検討会議開催要綱(H20.4.1) 川崎市公共事業評価審査委員会運営要綱(H27.4.1) ＜条例＞ 川崎市附属機関設置条例(H27.4.1)	＜要綱＞ 北九州市公共事業システム要綱(H19.11.26)	＜実施要領＞ 新潟市大規模建設事業評価実施要領(H20.9.1) ＜要領＞ 新潟市大規模建設事業評価監視委員会要領:(H20.9.1)
事業の種別 （整備事業） 市が実施主体となって実施する、道路・公園・土地区画整備・下水道等、社会資本整備全般の整備事業 （建設事業） 主に建築物の建設に係る事業で、図書館・学校・美術館等の事業を想定	整備事業(5市/10市) 建設事業(2市/10市) 整備事業・建設事業の両方(3市/10市)	整備事業・建設事業の両方	整備事業・建設事業の両方	整備事業・建設事業の両方	整備事業	建設事業
評価対象の要件	全自治体で、評価対象となる要件に金額が入っている 金額の基準については、1億円以上から50億円以上までと幅が大きい	総事業費が20億円以上の事業 市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した事業	・全体事業費が10億円以上の道路・街路整備事業、都市高速鉄道整備事業、都市公園整備事業、河川整備事業、港湾整備事業、廃棄物処理施設整備事業、上水道整備事業、下水道整備事業、住宅整備事業、市街地再開発事業又は土地区画整備事業等の市街地の開発事業 ・上記以外の建設事業又は整備事業 ・市長が特に必要と認める建設事業又は整備事業	国庫補助事業に係る国の規定に基づき、市が評価を実施する事業で、事業費が10億円以上の国庫補助事業(厚生労働省管轄事業)	・市が事業主体となって実施することを検討している事業のうち、市が50億円以上の事業費の支出を予定しているもの ・市以外が事業主体となって実施すること検討している事業のうち、市が50億円以上の支出を予定しているもの ・その他市長が特に評価が必要と選定するもの	市が実施主体となって新たに着手しようとする事業で ・総事業費10億円以上の事業で、概ね事業計画が定まり予算化しようとする事業 ・社会資本総合整備計画を作成し、国土交通大臣へ提出するもの
評価対象となった事業件数	年に1～3件程度	H17年度:2件 H18年度:7件 H19年度:4件 H20年度:6件 H21年度:2件 H25年度:4件 H26年度:11件 H27年度:10件 H28年度:2件	H28年度:1件	H17年度:1件 H19年度:1件 H20年度:1件 H24年度:1件 H25年度:1件	H24年度:1件 H28年度:1件	H26年度:3件 H27年度:3件
評価方法	外部評価のみ(7市/10市) 外部評価を併用(3市/10市)	外部評価(公共事業評価委員会)	外部評価(建設事業評価有識者会議)	外部評価(公共事業評価審査委員会)	・内部評価(公共事業調整会議) ・外部評価(公共事業評価に関する検討会議)	外部評価(大規模建設事業評価監視委員会)
評価の視点、判断基準	・事業の必要性・効率性・効果が多くの自治体で判断基準となっている ・事業の熟度・経済性・代替性などは自治体により選択は様々	事業の必要性、効果及び環境への配慮等	・事業の必要性 ・事業効果の妥当性 ・事業費等の妥当性 ・事業の整備・運営方法の妥当性 ・環境への配慮	・事業の必要性 ・事業の妥当性 ・事業の採算性 ・事業の有効性	・事業の必要性 ・事業の有効性 ・事業の経済性・効率性・採算性 ・事業の熟度 ・環境及び景観への配慮	・事業の必要性、効果等 ・事業実施の妥当性
評価の時点	予算要求前(5市) 庁議・議会に諮る前(2市) 実施計画策定前(1市) 対象事業ごと(1市)	事業実施に必要な事業費の予算を計上する前まで	対象事業ごとに市政改革室長が定める	予算要求前	事業の目的、規模、基本的機能、実施場所、効果及び全体事業費などの概要を定める基本計画を策定する前まで	—
評価の公表	多くの自治体で評価結果の公表を行っている	事前評価調査・市民意見・市民意見に対する市の見解・委員会からの意見具申に対する対応を公表	・有識者会議での配布資料一式、有識者の意見、有識者会議の会議録、対応方針をホームページで公開 ・有識者会議での配布資料一式、有識者の意見、有識者会議の会議録を市民情報プラザへ配架	審査委員会の調査、審査結果、記録、今後の取組・対応方針を公表	市民意見の聴取において提出された市民意見を踏まえ、市の対応方針を決定し、意見に対する回答とあわせて公表する	評価の結果・今後の方針をホームページで公表
評価への住民参加の機会	パブリックコメントの実施や外部評価委員会の傍聴対応など様々 外部評価委員会を市民公募から選任する自治体もあった	事前評価調査(案)を市民に公表し、意見を求める(市民意見の調査)	—	—	パブリックコメントの実施	—
用語の定義	—	＜公共事業評価＞ 市が実施する施設整備事業に関して行う、事前評価、再評価及び事後評価をいう ＜事前評価＞ 新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業の必要性や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断する手続	—	—	—	＜事前評価＞ 新たに事業費を予算化する事業について事業の必要性や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断するために行う評価

参考資料4

相模原市	自治体名 項目	米子市	能見市	珠洲市	大河原町
722,127	人口(人)	148,973	49,980	13,998	23,614
257,700,000	財政規模(千円)	61,230,000	23,660,000	11,557,000	7,867,830
＜要綱＞ 相模原市大規模事業評価実施要綱(H22.12.24) ＜条例＞ 相模原市大規模事業評価委員会条例(H25.4.30)	評価実施の根拠 ※()内の日付は施行日	＜要綱＞ 米子市公共事業評価実施要綱(H20.4.2) 米子市公共事業評価委員会要綱(H20.4.2)	＜要綱＞ 能見市公共事業評価実施要綱(H20.7.1)	＜要綱＞ 珠洲市公共事業評価審査実施要綱(H19.11.1) 珠洲市公共事業評価審査委員会設置要綱(H19.11.1)	＜要綱＞ 大河原町大規模事業評価の実施に関する要綱(H26.3.26) ＜条例＞ 大河原町大規模事業評価委員会条例(H26.4.1)
整備事業	事業の種別 ＜整備事業＞ 市が実施主体となって実施する、道路・公園・土地区画整備・下水道等、社会資本整備全般の整備事業 ＜建設事業＞ 主に建築物の建設に係る事業で、図書館・学校・美術館等の事業を想定	整備事業	整備事業	建設改良事業	整備事業
市が事業主体である事業のうち、全体事業費が20億円以上の公共事業	評価対象の要件	・全体の事業費がおおむね5億円以上のもの ・市長が事前評価を実施する必要があると認めるもの	全体事業費3億円以上の事業	市が事業主体となる事業のうち、新たに実施する事業で、全体事業費1億円以上の国庫補助金又は交付金対象である事業	・全体事業費が1億円以上の事業 ・施設等の取得で、町が1億円以上の対価を支払う事業 ・施設等の賃借で、町が賃貸借契約期間内の賃料総額1億円以上を支払う事業 ・その他町長が必要と認める事業
H24年度:1件 H25年度:1件 H26年度:1件 H27年度:1件	評価対象となった事業件数	H20年度:1件 H21年度:1件 H23年度:1件 H24年度:1件	—	H19年度:3件 H20年度:1件	H29年度:1件
・内部評価 ・外部評価(大規模事業評価委員会) ただし、対象事業のうち全体事業費が50億円以上の事業	評価方法	外部評価(公共事業評価委員会)	外部評価(公共事業評価監視委員会)	外部評価(公共事業評価審査委員会)	・内部評価(内部評価委員会) ・外部評価(大規模事業評価委員会)
・事業の必要性 ・事業の妥当性 ・事業の優先性 ・事業の有効性 ・事業の経済性・効率性 ・環境及び景観への配慮	評価の視点、判断基準	・事業の必要性 ・事業の効率性 ・その他外部評価委員会が定める視点	・必要性 ・有効性 ・緊急性 ・公平性 ・代替性 ・環境への影響及び配慮 ・その他事業を実施するに際し、必要な事項	事業の必要性及び有効性並びに効率性	・事業が社会経済情勢から見て必要であること ・町が事業主体であることが適切であること ・事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であること ・事業の手法が適切であること ・事業の実施場所が適切であること ・事業が社会経済情勢から見て効果的であること ・事業の実施に伴う環境への影響が少ないこと ・事業の経費が適正であること
事業の基本構想策定後、事業の規模や概算費用などが明らかになった時点から、基本計画等、実際の事業着手に向けた庁議に諮る前までに実施する	評価の時点	当該公共事業の計画の概要を定めた後から当該公共事業の実施に係る議案を議会に提出するまでの間	・補助事業及び交付金事業については、翌年度予算に係る国への要望に反映できる期日まで ・市単独事業については、翌年度予算に係る予算原案の財政課への提出期日まで	当該事業に係る予算計上までに行う	・原則予算要求を行う前 ・国庫補助事業については、補助申請を行う前まで
内部評価において検討した「自己評価調書」を公表	評価の公表	評価結果の公表	—	市民から評価の公表を求められた場合、その結果等を公表する	決定した方針を速やかに公表
パブリックコメントの実施	評価への住民参加の機会	公共事業評価委員会の傍聴を認める	—	—	大規模事業評価委員会の委員のうち2名を町民から公募により選任する
＜公共事業＞ 市が実施主体となって実施する、道路、公園、土地区画整理、下水道等、社会資本整備事業全般の整備事業 ＜事業の着手＞ 事業実施について、市の意思決定(具体的には、事業の基本計画の実施に向けた庁議等)を行うこと ＜全体事業＞ 国庫補助対象事業については事業採択の単位、施設整備事業については一体として整備される施設及び附帯する事業(用地取得費を含む)を単位として、事業の効果が一体として発現する事業	用語の定義	—	＜公共事業＞ 各担当課等が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業をいう ＜事前評価＞ 新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業の必要性や効果の視点から、事業実施の妥当性を判断する手続をいう	—	—